

公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 21 年 8 月

公認会計士・監査審査会

本冊子の記載内容について

本冊子は、平成 20 事務年度（平成 20 年 7 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を記載していますが、読者の便宜を図るために、一部、公認会計士・監査審査会が設置される前の情報、平成 21 年 7 月 1 日以降の情報も記載しています。

なお、今後、公認会計士・監査審査会の活動状況については、年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）毎に取りまとめ、公表していく予定です。

本冊子においては、監査事務所をその規模等に応じて以下のとおり表記しています。

大規模監査法人：直近の会計年度で 100 以上の上場会社等について監査証明を行った法人（公認会計士法施行規則第 24 条）

中小規模監査事務所：上記以外の監査法人及び公認会計士事務所

目 次

はじめに	1
概要	2
【本編】	
第1章 公認会計士・監査審査会	
1. 組織	3
2. 業務の概要	4
第2章 審査及び検査	
1. 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査	8
(1) 審査	8
(2) 検査	12
(3) 金融庁長官に対する勧告	12
(4) 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂	13
2. 外国監査法人等に対する検査	13
3. 審査基本方針等の改正	14
第3章 公認会計士試験の実施	
1. 公認会計士試験制度等	15
(1) 制度の概要	15
(2) 実施面での改善	16
(3) 広報活動	17
(4) その他	18
2. 公認会計士試験の実施状況	19
(1) 平成20年公認会計士試験	19
(2) 平成21年公認会計士試験	21
第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議	23
第5章 諸外国の関係機関との協力	
1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)	28
(1) 概要等	28
(2) 活動状況	28
2. その他	31
《トピック》 国際協力について	32

【資料編】

1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士法の改正の概要
 －公認会計士・監査審査会発足の経緯－ …………… 35
- 1-2 公認会計士・監査審査会委員名簿 …………… 37
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況 …………… 38
- 1-4 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続 …… 42
- 1-5 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の事例 …… 43

2 審査及び検査関連資料

- 2-1 平成20事務年度の審査基本計画及び検査基本計画 …………… 44
- 2-2 監査法人ウィングパートナーズに対する検査結果に基づく勧告に
 ついて …………… 46
- 2-3 監査の品質管理に関する検査指摘事例集 …………… 47
- 2-4 外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案） …………… 85
- 2-5 監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－ …………… 88
- 2-6 平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画 …………… 93

3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 平成20事務年度の講演会等の開催状況 …………… 95
- 3-2 平成21年公認会計士試験短答式試験の実施に関するお知らせ … 96
- 3-3 平成21年公認会計士試験短答式試験の実施に関するお知らせ②・ 97
- 3-4 平成20年公認会計士試験 短答式試験合格者調 …………… 98
- 3-5 平成20年公認会計士試験 合格者調 …………… 104
- 3-6 平成21年公認会計士試験 短答式試験合格者調 …………… 110

4 国際会議関連資料

- 4-1 第4回監査監督機関国際フォーラム（ケープタウン会合）につい
 て …………… 116
- 4-2 第4回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳） … 117
- 4-3 第5回監査監督機関国際フォーラム（バーゼル会合）について … 120
- 4-4 第5回監査監督機関国際フォーラム プレスリリース（仮訳） … 121
- 4-5 第3回IFIAR検査ワークショップ（ストックホルム）について … 123
- 4-6 PCAOBによる外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則
 改正（案）へのコメント・レターの発出について …………… 124

はじめに

公認会計士・監査審査会は、平成16年4月の発足以来、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、これまで投資者の資本市場に対する信頼の向上等に努めて参りました。

本冊子は、こうした審査会の様々な取組みのうち、平成20事務年度における活動状況を、審査及び検査、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、諸外国の関係機関との協力の各章にわけて取りまとめたものです。

審査及び検査については、平成20事務年度の審査及び検査基本計画に基づき実施し、検査結果通知や報告徴収を行ったほか、1監査法人に対しては行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に勧告しました。また、これまでに検査で指摘した品質管理上の問題点について記載した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」を改訂し、各監査事務所における改善の取組みが確実に定着するよう努めています。

平成20年4月に施行された改正公認会計士法による外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査権限の付与については、外国監査法人等に対する検査監督の基本的な考え方をパブリック・コメントに付すなど、検査実施や外国当局との協力に向けた準備を進めているところです。

公認会計士試験については、より多くの多様な人々が公認会計士試験に挑戦できるよう、試験の実施面での改善を進めつつ、平成20年論文式試験及び21年短答式試験を実施したほか、社会人や学生を含めた幅広い人々を対象に大学等で講演を行うなど試験関係の広報の充実も図っています。

諸外国の関係機関との協力に関しては、平成20年9月の第4回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）において、その運営に関与する諮問委員会（Advisory Council）のメンバーに選出されるなど、国際的な協力に引き続き取り組んでいるところです。

審査会は、今後も各国の監査監督機関と協力して、その使命を果たすことにより、監査の公正性、独立性及び信頼性を確保し、投資者等の期待に応え、もって公益の増進に貢献していきたいと考えています。

公認会計士・監査審査会会長

金子 晃

概 要

1. 審査及び検査

平成 19 年度及び平成 20 年度の日本公認会計士協会の品質管理レビューについて審査を行い、6 監査法人に対し検査を実施した。その結果、1 監査法人について行政処分その他の措置を講ずるよう金融庁長官に対して勧告した。

また、平成 20 年 4 月に施行された改正公認会計士法により、外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を実施することができることとされ、検査実施に向けて体制整備を進めている。

2. 公認会計士試験の実施

平成 20 年試験（論文式試験）及び平成 21 年試験（短答式試験）を実施した。

また、平成 19 年 10 月に公表した公認会計士試験実施検討グループによる「公認会計士試験実施の改善について」に基づき、平成 20 年試験より、短答式試験の日程の短縮、論文式試験の日程の週末化、法令基準等を配付する試験科目を 2 科目から 5 科目へ拡大するなどの改善策を実施している。

さらに、社会人や学生等幅広い人々を対象に大学等で講演会を行うなど、広報活動を積極的に行っている。

3. 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

下記の 3 件について調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

第 117 回審査会（H20. 7. 9）公認会計士 4 名

第 123 回審査会（H20. 10. 22）監査法人夏目事務所及び公認会計士 2 名

第 138 回審査会（H21. 6. 16）公認会計士 1 名

4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査監督機関間の相互の情報交換等を目的として、平成 19 年 3 月に設立された監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について、第 4 回会合が平成 20 年 9 月にケープタウンで、第 5 回会合が平成 21 年 4 月にバーゼルで開催された。審査会からは金子会長及び脇田委員等が出席した。

また、IFIAR の検査官レベルの会合である検査ワークショップについても、平成 21 年 2 月に第 3 回が開催され、審査会から検査官等を派遣した。

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成15年5月の公認会計士法改正に基づき、平成16年4月に設置された、会長及び9人以内の委員により組織される合議制の行政機関である（P35、37資料1-1、1-2参照）。

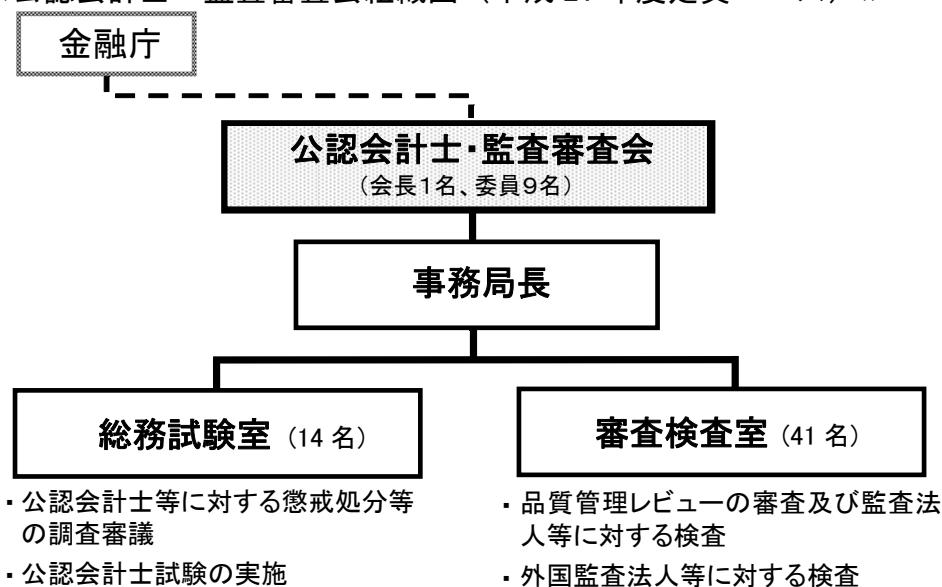
会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命し、独立してその職権を行使することとされている。会長及び委員の任期は3年である（現在の会長及び委員の任期は平成19年4月から平成22年3月まで）。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験の実施を担当する総務試験室と、審査及び検査を行う審査検査室からなっている。発足時の事務局の定員は40名であったが、その後の増員等により平成21年度の事務局の定員は、総務試験室14名及び審査検査室41名の計55名となっている。

（参考）事務局の定員の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総務試験室	11	12	12	12	12	14
審査検査室 (うち検査官)	29 (22)	29 (22)	31 (24)	35 (28)	39 (31)	41 (33)

《公認会計士・監査審査会組織図（平成21年度定員ベース）》



2. 業務の概要

審査会が行う業務には、大きく分けて審査及び検査、公認会計士試験の実施並びに公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議があり、審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保に努めている。

なお、審査会は、平成 20 事務年度（平成 20 年 7 月～平成 21 年 6 月）には 23 回開催されている（P38 資料 1－3 参照）。

（1）審査及び検査

① 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査

審査会は、公認会計士法に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から品質管理レビューに関する報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じ検査を実施することとされている（P42、43 資料 1－4、1－5 参照）。

（参考）品質管理レビュー

品質管理レビューは、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受けるものである。協会による自主規制として平成 11 年 4 月から実施されていたが、平成 15 年に成立した改正公認会計士法によって法定化された。

具体的には、原則として 3 年に一度（協会が必要と認めた場合は 2 年に一度）、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等への準拠状況を事後的にレビューしている。

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

イ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、または、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、公認会計士法に基づき、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して

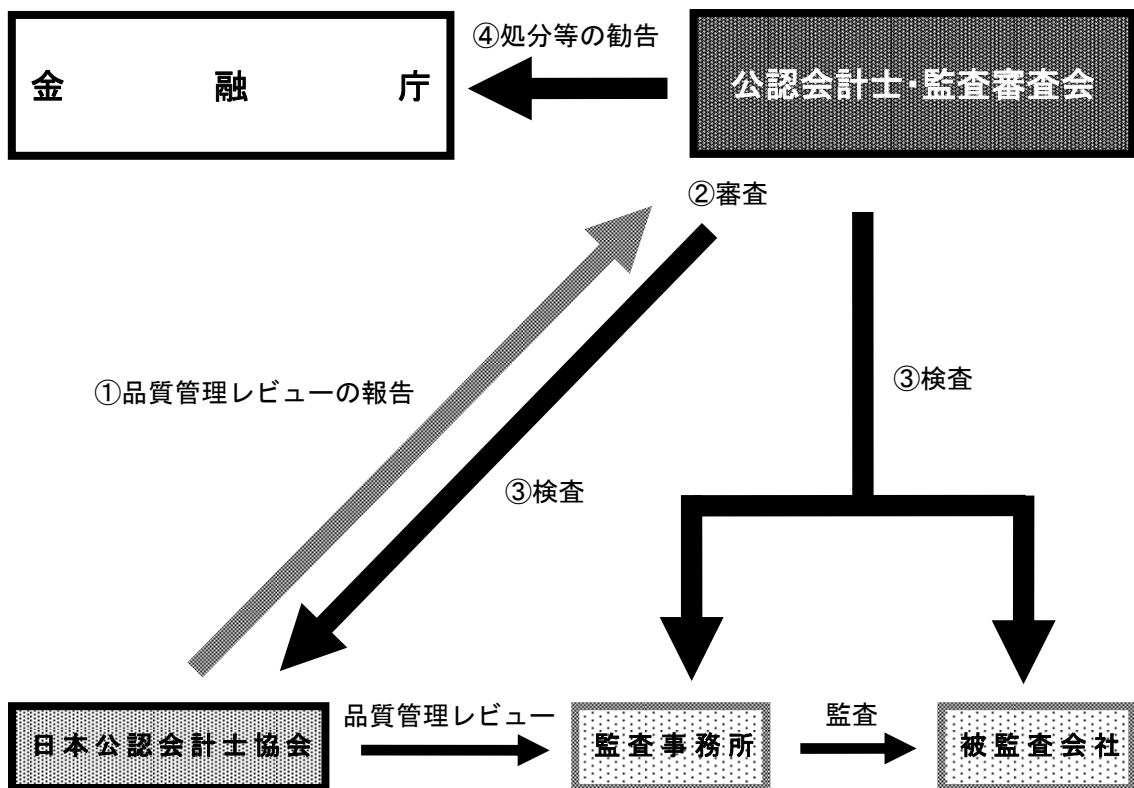
検査を行う。

検査を終了したときは、検査対象先に対して検査結果を通知する。

ウ 金融庁長官に対する勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

《審査及び検査の概要》



② 外国監査法人等に対する検査

平成 20 年 4 月 1 日に施行された改正公認会計士法により、審査会は、我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の監査証明業務を行う外国監査法人等に対して、公益又は投資者保護のため、必要かつ適当と認める場合に、報告徴収及び立入検査を行うことができることとされた。

(参考) 法令上の根拠

協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根

拠は次のとおりである。

- (1) 協会の監査業務の運営の状況調査の実施・報告
 - ① 監査業務の運営の状況調査の実施 公認会計士法第46条の9の2第1項
 - ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 公認会計士法第46条の9の2第2項
- (2) 報告徴収
 - ① 対協会 公認会計士法第46条の12第1項
 - ② 対監査事務所 公認会計士法第49条の3第1項
 - ③ 対外国監査法人等 公認会計士法第49条の3の2第1項
- (3) 検査
 - ① 対協会 公認会計士法第46条の12第1項
 - ② 対監査事務所 公認会計士法第49条の3第2項
 - ③ 対被監査会社等 公認会計士法第49条の3第2項
 - ④ 対外国監査法人等 公認会計士法第49条の3の2第2項
- (4) 金融庁長官に対する勧告 公認会計士法第41条の2

上記の公認会計士法の規定による権限は、同法第49条の4第2項及び第3項等の規定により、金融庁長官から審査会へ委任されている。ただし、協会、監査事務所等に対する権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるもの及び業務の運営の状況に関するもの（監査事務所が品質管理レビューを受けていない等の場合）に限られている。

(2) 公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法に基づき、公認会計士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、毎年、公認会計士試験を実施している。

合否決定、試験問題の作成事務等は審査会で行っているが、試験監督等の公認会計士試験の実施事務は、全国の財務局等が行っている。

(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

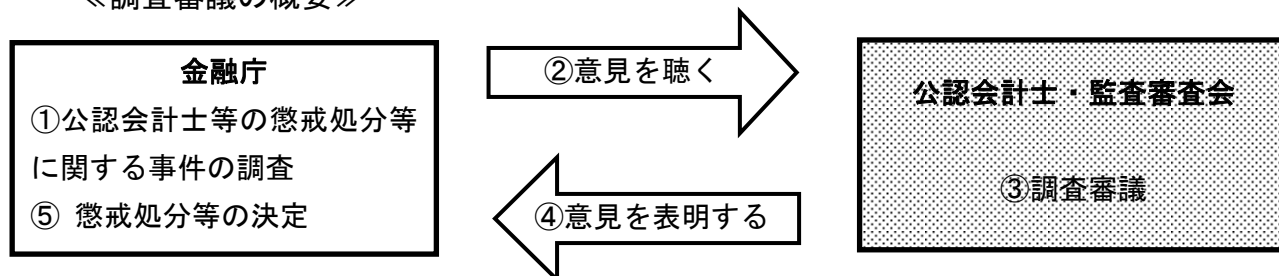
審査会は、金融庁長官から公認会計士、監査法人等の懲戒処分等に関して意見を求められた場合に、調査審議を行っている。具体的には、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明している。

(注1)「懲戒処分等」は、公認会計士、監査法人等が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合又は著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

(注2)懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行うこととされている。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合や、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会による

調査審議は不要とされている。

《調査審議の概要》



(4) 諸外国の関係機関との協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い、会計・監査の国際化が進んでおり、各国の監査監督機関は、国際的な監査の品質の確保・向上に取り組んでいる。

こうした中、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有等を目的として「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)」が設立され、平成 19 年 3 月に第 1 回会合が東京で開催された。その後、平成 20 事務年度においては、平成 20 年 9 月に南アフリカ共和国のケープタウンにおいて第 4 回会合が、平成 21 年 4 月にスイスのバーゼルにおいて第 5 回会合が開催されており、今後とも半年毎に開催される予定である。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。

第2章 審査及び検査

1. 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査

(1) 審査

① 審査基本方針

審査会は、平成19年6月に策定した「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」（以下「審査基本方針等」という。）に基づき、「これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着」に重点を置き、「新しい事態への対応」に留意した審査を行うことを基本的な考え方として、協会からの品質管理レビューに関する報告を基にその内容を継続的に審査することとしている。

② 協会による品質管理レビューの実施状況

イ 審査会への報告状況

協会が平成20年度に実施した品質管理レビューに係る審査会への報告状況は、次のとおりである（報告対象監査事務所ベース）。

《審査会への報告状況》

報告書 提出年月	20年				21年						合計
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
報告対象 監査事務所数	3	6	21	6	15	12	31	19	5	2	120

(参考) 品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する回答書
- ・ レビュー調書（品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を作成するために収集・作成した一連の資料）

ロ 協会による品質管理レビュー

協会による品質管理レビューは、大会社等の監査業務を行っている監査事務所を対象に原則として少なくとも3年に一度は実施することとされており、平成20年度は120監査事務所（65監査法人、55公認会計士）に対して実施された。

平成20年度の品質管理レビューに基づき作成され、監査事務所に交付された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内訳は次のとおりである。

《品質管理レビュー報告書（平成20年度）》 (監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
監査法人	50	76.9%	15	23.1%	—	—	65
公認会計士	33	60.0%	22	40.0%	—	—	55
合計	83	69.2%	37	30.8%	—	—	120

(注1)「限定事項付き結論」は、次の要件1及び要件2のいずれかに該当する相当程度の懸念が、少なくとも1つは存在する場合に表明される。

要件1：監査事務所の定めた品質管理のシステムに、品質管理の基準の示す監査に関する品質管理の目的の実現を阻害するような不備が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

要件2：監査事務所の監査実施者及びその他の職員が、監査事務所の定めた品質管理のシステムを適切に運用していない事実又は品質管理の基準が求める個々の監査業務における品質管理の手続を実施していない事実が見受けられ、そのために監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する重要な準拠違反が発生していた。

(注2)「否定的結論」は、少なくとも「限定事項付き結論」の要件1又は要件2のいずれかに該当する重大な懸念が生じており、かつ、個々の監査業務における品質管理のレビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合に表明が検討される。

《改善勧告書（平成20年度）》 (監査事務所数)

区分	改善勧告事項				計
	なし		あり		
監査法人	—	—	65	100.0%	65
公認会計士	—	—	55	100.0%	55
計	—	—	120	100.0%	120

また、平成 20 年度において、フォローアップ・レビューが 82 監査事務所（51 監査法人（共同事務所を含む）、31 公認会計士）に対して実施された。なお、監査事務所に交付されたフォローアップ・レビュー報告書の内訳は次のとおりである。

《フォローアップ・レビュー報告書（平成 20 年度）》 (監査事務所数)

区分	改善措置済み		改善措置が不十分		計
監査法人	41	80.4%	10	19.6%	51
公認会計士	20	64.5%	11	35.5%	31
計	61	74.4%	21	25.6%	82

(参考)フォローアップ・レビューとは

協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認であり、具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された回答書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等の是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認すること。

③ 審査会の審査状況

イ 審査の観点

平成 20 事務年度の審査対象は、協会が平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した品質管理レビューである。このうち、平成 19 年度品質管理レビューに基づき作成された品質管理レビュー報告書の内訳は次のとおりである（改善勧告書の内訳等については、平成 19 事務年度に係る「公認会計士・監査審査会の活動状況」P9～10 を参照）。

《品質管理レビュー報告書（平成 19 年度）》 (監査事務所数)

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	40	72.7%	15	27.3%	—	—	55
公認会計士	58	76.3%	15	19.7%	3	3.9%	76
合計	98	74.8%	30	22.9%	3	2.3%	131

審査会は、協会からの品質管理レビューに関する報告を分析し、必要に応じて協会又は監査事務所に対して報告徴収等を行い、その

内容を検証の上、審査を行っている。審査の観点は次のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューが適切に行われているか。
- ・ 監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するため、品質管理のシステムを適切に整備・運用しているか。
- ・ 個々の監査業務が、監査事務所の設けた品質管理のシステムに準拠して実施されているか。

ロ 報告徴収

審査の過程では、協会に対し必要に応じて質問を行うこととしており、さらに、必要がある場合には監査事務所に対して報告徴収を行っている。

平成 20 事務年度審査基本計画においては、平成 20 年 4 月施行の改正公認会計士法により、品質管理を強化する観点から、業務の品質の管理の監視に関する措置の整備が義務化されたことなどを踏まえ、監査法人については、「品質管理のシステムの監視」、また、個人事務所については、「品質管理のシステムの整備状況」を重点的検証事項とし、平成 20 年 11 月、報告徴収を実施した。その内訳は、次のとおりである（P44 資料 2 - 1 参照）。

《報告徴収の実施状況》 （平成 21 年 6 月 30 日現在）

	対象事務所 (注 1)	実施事務所 (注 3)	未改善 (注 4)
監査事務所に対する報告徴収	131	37	3
監査法人に対するもの	52	17	0
個人事務所に対するもの ^(注 2)	79	20	3

(注 1) 平成 19 年度の品質管理レビュー実施事務所

(注 2) 公認会計士共同事務所を含む。

(注 3) 体制面の整備が著しく不十分である事務所、品質管理の改善への取組姿勢に疑義がある事務所、及び手続の運用面における不備が多数認められる事務所等に対して実施。

(注 4) 報告徴収を実施した事務所のうち、品質管理のシステムの定期的検証の運用面で、今後更に改善が見込まれるものなど。

ハ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果や監査事務所に対

する検査結果に基づき審議を行い、

- ・ 監査事務所への検査の実施
- ・ 行政処分その他の措置について金融庁長官へ勧告

等について判断する。

平成 19 年度品質管理レビュー（対象：131 監査事務所）及び平成 20 年度品質管理レビュー（対象：120 監査事務所）の審議状況は以下のとおりである。

≪審議状況≫

（平成 21 年 6 月 30 日現在）

	平成 19 年度 品質管理レビュー	平成 20 年度 品質管理レビュー
審議対象監査事務所数	131	120
i. 現在、事務局で精査中であり、今後審査会に 処理方針を諮る予定のもの	0	120
ii. 監査事務所への検査の実施を決したもの	6	0
iii. ii の結果、行政処分その他の措置について金 融庁長官への勧告を決したもの	1	0

（2）検査

① 検査基本方針

検査は、協会による品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査事務所における品質管理のシステムの整備及び運用並びに監査業務の適切性についての審査結果を踏まえ、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合、監査事務所の業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要が認められる場合など、必要かつ適当と認めるときに実施することとしている。

② 検査の実施状況

平成 20 事務年度において、審査会は、「平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（P44 資料 2 - 1 参照）に基づき、6 監査事務所に対して検査を実施した。

（3）金融庁長官に対する勧告

審査会は、平成 20 事務年度に実施した検査の結果、下記の監査法人の運営が著しく不当と認められたので、金融庁長官に対して、公認会計

士法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。なお、金融庁長官は、審査会からの勧告を踏まえ、当該監査法人に対して、同法第 34 条の 21 第 2 項の規定に基づく処分を行った（P46 資料 2 - 2 参照）。

監査法人	勧告	処分
監査法人ウィングパートナーズ	平成 21 年 2 月 17 日	平成 21 年 3 月 13 日 ^(注)

(注) 契約の新規の締結に関する業務の停止 1 年（平成 21 年 3 月 23 日から平成 22 年 3 月 22 日まで）及び業務改善命令が行われている。

(4) 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を取りまとめて、関係者等に示してきた。

こうした中、発足から平成 20 年 2 月までに行った検査合計 30 件を対象に、検査において指摘した事項の中から、監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促す観点から有益と思われる事例を「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ、平成 20 年 2 月に公表した。

本事例集については、平成 20 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 21 年 6 月に公表した。

今後も、説明会の開催等により、事例集に対する理解の浸透を図るとともに、年度毎にその内容を見直し、必要に応じて掲載事例の追加及び削除を行っていく（P47 資料 2 - 3 参照）。

2. 外国監査法人等に対する検査

平成 20 年 4 月より施行された改正公認会計士法において、我が国に有価証券報告書等を提出する外国会社等の監査証明業務を行う外国監査法人等について、金融庁への届出義務が課されるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合に、審査会及び金融庁は外国監査法人等に対して報告徴収及び検査を行うことができることとされた。

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、後記 3. (1) の審査基本方針等及び (2) の「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」において、検査方法等について具体的に検討を行うこととしており、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）」を取りまとめ、平成

21年6月12日から同年7月13日までの間、広く意見の募集を行った（P85資料2-4参照）。

今後、寄せられた意見を踏まえ、更に検討を進め、外国監査法人等に対する検査監督の方針等、具体的な実施手続や留意事項等を定め公表する予定である。

3. 審査基本方針等の改正

（1）「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」の改正

審査会は、審査基本方針等について、外国監査法人等に対する対応に関して外国監査法人等の届出の状況等を踏まえた見直しを行い、平成21年3月31日に公表した（P88資料2-5参照）。

（2）「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」の策定

審査会は、上記の審査基本方針等を踏まえ、「平成21年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成21年3月31日に公表した（P93資料2-6参照）。

審査基本計画では、特に個人事務所における品質管理のシステムの整備状況及び監査法人における業務の品質管理の監視について重点的に検証することとし、また、協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況についても検証することとしている。

検査基本計画では、大規模監査法人等及び中小規模監査事務所について、必要に応じて検査を実施することとしている。

また、外国監査法人等についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

第3章 公認会計士試験の実施

1. 公認会計士試験制度等

(1) 制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式試験及び論文式試験により実施している。

(注) 試験は、北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県において実施している。

① 試験科目

イ 短答式試験：必須科目4科目

財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

ロ 論文式試験：必須科目4科目

会計学、監査論、企業法、租税法

：選択科目（以下の4科目のうち1科目）

経営学、経済学、民法、統計学

② 試験科目の一部免除等

イ 短答式試験

短答式試験合格者は、合格後2年間、申請により短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において3年以上商学又は法律学に属する科目の教授若しくは准教授であった者、司法試験等合格者、実務経験者や会計専門職大学院修了者などについても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

ロ 論文式試験

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、資格取得後2年間、申請により論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（後記③ハ参照）。

また、大学等において3年以上商学又は法律学に属する科目の教授若しくは准教授であった者や、司法試験等合格者などについても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

③ 合格基準等

イ 短答式試験

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている（ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。）。

ロ 論文式試験

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている（ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。）。

なお、論文式試験は、複数の試験委員により採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差の調整は、標準偏差により実施している。

ハ 論文式試験の一部科目免除基準

試験科目のうち一部の科目について、同一の回の公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている（当該科目については、合格発表日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験が、申請により免除される。）。

（参考）平成15年改正公認会計士法による試験制度の見直し

公認会計士法の一部を改正する法律が平成15年5月に成立し、公認会計士試験制度の大幅な見直し等が行われた。

具体的には、公認会計士試験の質を確保しつつ多様な人材を提供していくため、試験体系の簡素化、試験科目の見直し、試験の一部免除の拡大、実務経験の位置付けの変更などを内容とする見直しが行われ、新たな制度による公認会計士試験が平成18年から実施されることとされた。

なお、旧試験制度の下での会計士補等については、一定の経過措置が設けられている。

（2）実施面での改善

審査会は、公認会計士試験実施検討グループの検討結果の取りまとめの報告を受け、平成19年10月25日に「公認会計士試験実施の改善について」を公表している。

同報告を踏まえ、平成20年試験より公認会計士試験実施の改善を順次図っている。

《主な改善策》

○ 短答式試験
<p>〈平成 20 年試験より実施済み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な問題を幅広く出題し、問題文・選択肢は簡素化する。 ・ 従来の 2 週間の週末にわたる 2 日間の実施日程を短縮し、週末 1 日の試験とする。 <p>〈平成 22 年試験より実施〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短答式試験を年 2 回実施する。
○ 論文式試験
<p>〈平成 20 年試験より実施済み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 思考力、応用能力、論述力等を問う問題とし、出題範囲を短答式試験より絞り込む。 ・ 従来の企業法、民法の 2 科目のほかに、新たに会計学、監査論、租税法の 3 科目についても、法令基準等を受験時に配付した上で試験を実施する。 ・ 従来の平日 3 日間の実施日程を、例えば、金土日といった連続する平日 1 日、週末 2 日の試験とする。

(参考) 短答式試験の年 2 回化が実施される平成 22 年公認会計士試験の実施スケジュールは、以下のとおり。

《平成 22 年公認会計士試験実施スケジュール (予定)》

区分	試験委員 発 令	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	20 年 12 月 10 日	21 年 9 月 4 日	21 年 9 月 18 日	21 年 12 月 13 日	22 年 1 月 18 日
第 II 回 短 答 式		22 年 2 月 12 日	22 年 2 月 26 日	22 年 5 月 23 日	22 年 6 月 18 日
論 文 式	21 年 12 月 9 日	—		22 年 8 月 20 日 ～22 日	22 年 11 月 15 日

(3) 広報活動

多くの多様な人々が公認会計士試験に挑戦するよう、審査会では試験の広報の強化を図っている。

具体的には、全国の大学等で、会長及び常勤委員等により、審査会の活動、公認会計士試験制度の改善、公認会計士の役割等をテーマとした講演を行っている。また、女性に公認会計士試験等に対する関心を深め

てもらうため、女子大や女子高でも講演等を行っているところである。このような講演等を、平成 20 事務年度においては 16 大学等で実施した（P95 資料 3 - 1 参照）。

また、公認会計士試験パンフレットについては、平成 18 年に作成して以来随時改訂を行っているが、平成 20 事務年度においても、短答式試験の年 2 回実施のスケジュールを盛り込むなどの改訂を行い（平成 21 年 3 月）、全国の大学、協会、財務局等に配布している。

（４）その他

① 公認会計士試験 Q & A の更新

公認会計士試験 Q & A については、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載し、随時更新しているところであるが、平成 20 事務年度においても、免除申請に関する説明等の追加（平成 20 年 10 月）、短答式試験の年 2 回実施に係る日程や、身体障害や妊娠等のための受験特別措置手続き等の追加（平成 21 年 2 月）を行った。

② 公認会計士試験システムの改善

公認会計士試験システムは、出願管理から合格発表までの公認会計士試験に係る一連の業務を支援するものである。公認会計士試験の実施面での改善に対応するため、現行システムの機能等の変更及び追加開発を行った。具体的には、平成 22 年試験から実施される短答式試験の年 2 回化への対応や、試験免除データベースの改善などを盛り込んでいる（平成 21 年 2 月稼働）。

③ 公認会計士試験の実施に係る市場化テスト

平成 21 年 7 月 10 日に公共サービス改革基本方針改定が閣議決定され、公認会計士試験業務の一部について、公共サービス改革法に基づき、民間競争入札を実施することとされた。これにより、財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務が市場化テストの業務範囲の対象となり、平成 23 年度（平成 24 年試験）から関東財務局において実施することになった。

④ 新型インフルエンザへの対応

平成 21 年 5 月に行われた平成 21 年試験の短答式試験については、新型インフルエンザの国内感染の拡大を受け、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会による「基本的対処方針」等を踏まえ、全ての

受験者に対してマスク着用や咳エチケットの励行等をホームページにおいて呼びかけて実施された（P96、97資料3-2、3-3参照）。

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 平成20年公認会計士試験

平成20年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成20年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
短答式	19年12月12日	20年2月18日	20年2月29日	20年5月25日	20年6月27日
論文式				20年8月22日 ～24日	20年11月18日

《平成20年公認会計士試験結果の概要》

区分	平成20年 試験			(参考) 平成19年 試験		
	短答式試験 受験者等	旧第2次試験 合格者等の短 答式試験みな し合格者	平成20年 試験	短答式試験 受験者等	旧第2次試験 合格者等の短 答式試験みな し合格者	平成19年 試験
願書提出者(a)	19,736人	1,432人	21,168人	18,220人	2,706人	20,926人
短答式試験受験者等	19,736人	—	19,736人	18,220人	—	18,220人
短答式試験受験者(b)	16,217人 (19,635人)	—	16,217人 (19,635人)	14,608人 (18,140人)	—	14,608人 (18,140人)
短答式試験合格者等	7,034人	—	7,034人	6,321人	—	6,321人
短答式試験合格者(c)	3,515人 (6,933人)	—	3,515人 (6,933人)	2,709人 (6,241人)	—	2,709人 (6,241人)
短答式試験合格率(c/b)	21.7% (35.3%)	—	21.7% (35.3%)	18.5% (34.4%)	—	18.5% (34.4%)
論文式試験受験者(d)	7,034人	1,429人	8,463人	6,320人	2,706人	9,026人
最終合格者(e)	3,024人	601人	3,625人	2,695人	1,346人	4,041人
論文式試験合格率(e/d)	43.0%	42.1%	42.8%	42.6%	49.7%	44.8%
合格率(e/a)	15.3%	42.0%	17.1%	14.8%	49.7%	19.3%

(注1) 「短答式試験受験者等」、「短答式試験合格者等」には、短答式試験受験者又は短答式試験合格者のほか、当該試験年の前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。

(注2)「短答式試験受験者」の()内の数値は、当該試験年の短答式試験受験者に、その前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

(注3)「短答式試験合格者」の()内の数値は、当該試験年の短答式試験合格者に、その前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。

① 願書提出者

平成20年公認会計士試験受験願書提出者は、21,168人となっている。このうち、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(1,432人)を除く受験願書提出者は19,736人であり、前年の18,220人に比べ1,516人(8.3%)増加した。

② 短答式試験

短答式試験は、受験願書提出者(21,168人)から、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(1,432人)、平成18年及び平成19年の短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除された者(3,418人)並びに大学教授、司法試験合格者等の免除者(101人)を除いた16,217人が受験し、合格者は3,515人となった(合格率21.7%)。

当該合格者に、平成18年及び平成19年の短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除された者(3,418人)を加えた短答式試験通過者は、6,933人となり、前年に比べ692人(11.1%)の増となっている(P98資料3-4参照)。

(参考)平成20年短答式試験の合格点は、総点数の65%以上(ただし、試験科目のうち1科目につき満点の40%未満のものがある場合は不合格とする)。

③ 論文式試験

論文式試験は、短答式試験通過者(6,933人)に、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(1,432人)及び大学教授、司法試験合格者等の免除者(101人)を加え、全科目免除者3人(平成20年試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者)を除いた8,463人が受験し、最終合格者は3,625人(全科目免除者3人を含む)となった(合格率42.8%)。このうち旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いた者は3,024人であり、前年と比べ29人(12.2%)の増となった。

なお、会社員は97人(構成比2.7%)と少数であるものの、前年に比べ15人(18.3%)の増となっている(P104資料3-5参照)。

(参考1) 平成20年論文式試験の合格点は、51.0%の得点比率(ただし、試験科目のうち1科目につき40%未満の得点比率がある場合は不合格とする。)

(参考2) 一部科目免除資格の付与として、相当と認めた得点比率は55.0%。

(参考3) 合格者の年齢別では、30歳未満が全体の73.7%を占め、平均年齢は27.0歳であった。なお、最高年齢は59歳、最低年齢は19歳であった。

また、最終合格者の職業別では、「会計士補」が580人(構成比16.0%)、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が2,020人(構成比55.7%)、「無職」が562人(構成比15.5%)となっている。なお、女性の最終合格者は、636人(構成比17.5%)となっており、前年に比べ65人減少している。

(2) 平成21年公認会計士試験

平成21年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおり。

《平成21年公認会計士試験実施スケジュール》

区分	試験委員 発令	願書受付 開始	願書受付 締切	試験期日	合格者発表
短答式	20年12月10日	21年2月13日	21年2月27日	21年5月24日	21年6月26日
論文式				21年8月21日 ～23日	21年11月26日 (予定)

《平成21年公認会計士試験短答式試験結果の概要》

区分	平成21年 試験			(参考) 平成20年 試験		
	短答式試験 受験者等	旧第2次試験合 格者等の短答式 みなし合格者	平成21年 試験	短答式試験 受験者等	旧第2次試験合 格者等の短答式 みなし合格者	
願書提出者	20,443人	812人	21,255人	19,736人	1,432人	21,168人
短答式試験受験者等	20,443人	—	20,443人	19,736人	—	19,736人
短答式試験受験者(a)	17,371人 (20,327人)	—	17,371人 (20,327人)	16,217人 (19,635人)	—	16,217人 (19,635人)
短答式試験合格者等	5,361人	—	5,361人	7,034人	—	7,034人
短答式試験合格者(b)	2,289人 (5,245人)	—	2,289人 (5,245人)	3,515人 (6,933人)	—	3,515人 (6,933人)
短答式試験合格率(b/a)	13.2% (25.8%)	—	13.2% (25.8%)	21.7% (35.3%)	—	21.7% (35.3%)
論文式試験受験予定者	5,361人	812人	6,173人	7,034人	1,429人	8,463人

- (注1) 「短答式試験受験者等」、「短答式試験合格者等」には、短答式試験受験者又は短答式試験合格者のほか、当該試験年の前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む。
- (注2) 「短答式試験受験者」の()内の数値は、当該試験年の短答式試験受験者に、その前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。
- (注3) 「短答式試験合格者」の()内の数値は、当該試験年の短答式試験合格者に、その前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えたもの。
- (注4) 「論文式試験受験予定者」は、短答式試験合格者等に旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を加えたもの。

① 願書提出者

平成21年公認会計士試験受験願書提出者は、21,255人となっている。このうち、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(812人)を除く受験願書提出者は20,443人であり、前年の19,736人に比べ707人(3.6%)増加した。

② 短答式試験

短答式試験は、受験願書提出者(21,255人)から、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(812人)、平成19年及び平成20年の短答式試験合格者で本年の短答式試験を免除された者(2,956人)並びに大学教授、司法試験合格者等の免除者(116人)を除いた17,371人が受験し、合格者は、2,289人となった(合格率13.2%)。

当該合格者に、平成19年及び平成20年の短答式試験合格者で、本年の短答式試験が免除された者(2,956人)を加えた短答式試験通過者は、5,245人となり、前年に比べ1,688人(24.3%)の減となっている。

短答式試験通過者に、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者(812人)及び大学教授、司法試験合格者等の免除者(116人)を加えた論文式試験受験予定者は6,173人となっている(P110資料3-6参照)。

(参考) 平成21年短答式試験の合格点は、総点数の70%以上(ただし、試験科目のうち1科目につき満点の40%未満のものがある場合は不合格とする。)

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

平成20事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は3件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

《審査会における審議状況》

第117回審査会	(H20. 7. 9)	公認会計士4名
第123回審査会	(H20. 10. 22)	監査法人夏目事務所及び公認会計士2名
第138回審査会	(H21. 6. 16)	公認会計士1名

事案1

第117回審査会（平成20年7月9日開催）において、三洋電機株式会社が作成した財務書類について、証券取引法に基づき、旧中央青山監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士4名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成20年7月11日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

三洋電機株式会社（以下「三洋電機」といいます。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づき、旧中央青山監査法人の業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）として監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成20年7月11日）、下記の懲戒処分を行いました。

記

○公認会計士

（1）処分対象及び内容

- ・公認会計士2名について
業務停止2年（平成20年7月18日から平成22年7月17日まで）
- ・公認会計士1名について
業務停止6ヶ月（平成20年7月18日から平成21年1月17日まで）
- ・公認会計士1名について
業務停止9ヶ月（平成20年7月18日から平成21年4月17日まで）

（2）処分理由

各公認会計士は、三洋電機の平成13年3月期から平成17年3月期の財務書類に係る監査において、それぞれ、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類

を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・公認会計士 2 名（平成 13 年 3 月期～平成 17 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 13 年 3 月期～平成 15 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 16 年 3 月期～平成 17 年 3 月期）

《事案の概要》

三洋電機は、単体の財務書類について、子会社及び関連会社株式（以下「子会社等株式」という。）の過大計上及び関係会社損失引当金の過小計上等により、平成 13 年 3 月期から平成 17 年 3 月期の各期において、それぞれ純資産額を約 1000 億円以上過大に計上した重大な虚偽のある財務書類を添付した有価証券報告書を関東財務局へ提出した。

（1）公認会計士 2 名について

a) 三洋電機が行っていた子会社等株式に係る減損について

三洋電機は、平成 13 年 3 月期決算時に、① 5 事業年度で累積欠損金の解消を目標にした事業計画を作成し、② 当該 5 事業年度の計画は固定して見直しを行わず、③ 翌期以降、各事業年度の計画未達成相当額を減損するという会計処理の方針を策定し、平成 16 年 9 月期まで同様の会計処理を行っていた。

更に、平成 15 年 3 月期以降、実績が事業計画に比して大幅に低下している子会社について、平成 18 年 3 月期までに得られる利益では解消困難と考えられる累積損失相当額を減損していた。

また、平成 17 年 3 月期には新たに 5 事業年度の計画を作成したが、一部の子会社等については、純資産額に 5 事業年度の利益額を加えた額と簿価との差額を減損していた。

このため、三洋電機の会計処理では、取得原価に比して実質価額が著しく下落し、かつ十分な証拠により取得原価にまで回復が見込まれない子会社等株式について、時価又は実質価額までの減額が行われていなかった。

当該公認会計士 2 名は、三洋電機の子会社等株式の減損の方法については承知していたが、当該会計処理が金融商品会計基準の範囲内の会計処理であると誤認し、平成 17 年 3 月期に至るまで三洋電機が上記のルールに基づき会計処理を行うことを認めていた。

b) 子会社等株式の回復可能性の検討の範囲について

当該公認会計士 2 名は、平成 13 年 3 月期から平成 16 年 3 月期までは、三洋電機の子会社等のうち、累積欠損金額が大きい 11 社ないし 16 社についての事業計画等を入手して検討したのみで、その他の子会社等については、ヒアリングなどの簡易な方法により回復可能性を判断していた。

このため、事業計画を入手した子会社等以外にも、減損の必要な子会社等が存在していたことを見逃すなど、子会社等の回復可能性について十分な証拠により判断することを怠っていた。

(2) 公認会計士2名について

公認会計士1名は平成13年3月期から平成15年3月期について、公認会計士1名は平成16年3月期及び平成17年3月期について、主として三洋電機の連結決算の監査担当として関与していた。

三洋電機の子会社等株式に関する会計処理の方法は審査資料等に明瞭に記載されており、当該公認会計士2名もその内容は確認していたが、(1)の公認会計士等の判断に従い、三洋電機の会計処理を認めていた。

また、子会社等の回復可能性の検討について、監査調書の査閲を十分に行わなかったことから、実質価額が簿価の50%以下になっている子会社等のうち、事業計画を入手した会社が一部しかなかったことを見逃した。

(注) (2)の公認会計士2名の過失の態様は同様であるが、平成15年に業務停止の期間の見直しを含む公認会計士法の改正が行われ、平成16年4月より施行されていることから、両名の業務停止の期間には差が生じている。

事案2

第123回審査会(平成20年10月22日開催)において、株式会社セタが作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人夏目事務所及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士2名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成20年10月24日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る「処分の概要」及び「事案の概要」は以下のとおりである(金融庁の公表資料から引用)。

「処分の概要」

株式会社セタ(以下、「セタ」といいます。)が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った監査法人夏目事務所及び当該監査証明に係る業務執行社員であった公認会計士に対する調査の結果に基づき、本日(平成20年10月24日)、下記の処分及び懲戒処分を行いました。

記

1. 監査法人

(1) 処分対象及び内容

監査法人夏目事務所

業務の一部の停止1ヶ月(契約の新規の締結に関する業務の停止)

(平成20年11月1日から平成20年11月30日まで)

(2) 処分理由

監査法人夏日事務所については、セタの平成19年3月期の財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

2. 公認会計士

(1) 処分対象及び内容

公認会計士2名

業務停止3ヶ月（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）

(2) 処分理由

上記2名は、セタの平成19年3月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

セタは、平成19年3月期において、平成19年4月以降に出荷が予定されている製品について、取引先と共謀し製品の出荷・受領に関する証憑を偽造する方法により、本来、平成20年3月期に計上すべき売上806百万円を平成19年3月期の売上として計上した、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

① 公認会計士1名は、売上の監査に関して、最終出荷分に係る証憑を入手したものの、期間帰属の適正性を確認する手続である期末日前後の売上傳票等の通査を実施しておらず、当期の売上に関する証憑の中に、当該最終出荷分よりも後に出荷された可能性を示す証憑があることに気づかないなど、情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠の入手及び検討を怠っていた。

また、売上に係る証憑において、関係証憑間において売上先名や製品受領日が異なっているという矛盾について、その理由等を確認しておらず、監査証拠として利用する情報の信頼性の検討を怠っていた。

さらに、セタの監査計画で定めた重要性の基準値を上回る売掛金残高のある得意先からの残高確認書が未回収、かつ、代替手続が未完了にもかかわらず適正意見を表明しており、売掛金に関して十分かつ適切な監査証拠の入手を怠っていた。

② 公認会計士1名は、売掛金の監査を担当していたが、未回収となった残高確認書の回収をもう一人の業務執行社員に任せ、その後の確認を怠っていた。

また、たな卸資産の確認に関して、最終出荷分に係る証憑を入手したものの、当該証憑と他の出荷に係る証憑等との間の前後関係を確認せず、出荷に係る証憑間の不整合の可能性に気づかないなど、監査証拠として利用する情報の信頼性の検討を怠っていた。

事案 3

第 138 回審査会（平成 21 年 6 月 16 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断について意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 21 年 6 月 23 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士が行った下記の行為について、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 21 年 6 月 23 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行いました。

記

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止 3 ヶ月（平成 21 年 6 月 26 日から平成 21 年 9 月 25 日まで）

（2）処分理由

同公認会計士は、株式会社アルゴ 21 ほか 4 銘柄の株式について、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか 4 社が公開買付を行うことを決定した事実の一部の伝達を受け、金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。この行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

（1）概要等

① 沿革及び現状

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR^{イフィアール}：International Forum of Independent Audit Regulators）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成されており、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合が東京で開かれて以降、年2回、これまでに5回の本会合が開催されている。平成21年6月末現在で、31カ国・地域が加盟している。

② 目的

IFIARの目的は、以下のとおりである。

- i 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ii 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- iii 監査の品質に関心を有する他の組織との対話の場を提供すること。

③ 組織

IFIARは、議長・副議長のもと、5つのワーキング・グループ（WG）等下部組織（6大監査ネットワークWG、検査ワークショップWG、国際協力WG、最近の市場動向タスク・フォース（TF）、基準調整グループ）、また、議長・副議長への支援及び助言を行う諮問委員会（アドバイザー・カウンシル）が置かれている（P32トピックの組織図参照）。

（2）活動状況

① 本会合

イ 第4回会合

平成20年9月22日から24日まで、南アフリカ監査人独立監督委員会（IRBA）の主催により、ケープタウンにて開催され、審査会からは金子会長等が参加した。

会合には、21カ国（注1）の監査監督機関が出席したほか、欧州委員会（EC）がオブザーバーとして参加した。

会合では、3カ国・地域（ハンガリー、スロヴァキア、台湾）の監査監督機関が新たなIFIARメンバーとして承認された。

また、IFIAR の今後の役割と組織について話し合いが行われ、審査会は IFIAR の運営に助言等を行う諮問委員会（6カ国（注2））に選出された。また、国際的な6大ネットワークのうち3法人（注3）の代表が参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について意見交換が行われた（P116、117 資料4-1、4-2 参照）。

（注1）オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国

（注2）米国、ドイツ、日本、フランス、ノルウェー、シンガポール

（注3）BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、KPMG

ロ 第5回会合

平成21年4月27日から29日まで、スイス連邦監査監督庁（FAOA）の主催により、バーゼルにて開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が参加した。

会合には、30カ国・地域（注1）の監査監督機関が出席したほか、7国際機関（注2）がオブザーバーとして参加した。

会合では、国際的な6大ネットワークの代表が参加し、最近の経済状況に関する問題とそれに対する対応、及び監査人に影響を与える一連の他の問題について意見交換が行われた。

次期議長にスティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長、副議長にポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO が選出された。

また、IFIAR の管理・組織上必要とされる中核業務のためにメンバーによる分担金の拠出を開始することに原則合意した（P120、121 資料4-3、4-4 参照）。

次回会合は、シンガポール会計企業規制機関（ACRA）の主催により、平成21年9月にシンガポールで開催予定である。

（注1）アブダビ、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、モーリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、スロヴァキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国

(注2) 金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、保険監督者国際機構 (IAIS)、公益監視委員会 (PIOB)、世界銀行 (WB)、欧州委員会 (EC)

《これまでの監査監督機関国際フォーラム開催実績》

- ・ 第1回 平成19年3月22～23日 東京
- ・ 第2回 平成19年9月24～25日 トロント
- ・ 第3回 平成20年4月9～11日 オスロ
- ・ 第4回 平成20年9月22～24日 ケープタウン
- ・ 第5回 平成21年4月27～29日 バーゼル

② 検査ワークショップ

監査に対する検査に係る事項は、IFIARの中核を成す活動であることから、検査の技術及び経験について共有する機会を提供するため、IFIARメンバーの検査官を中心とした会合である検査ワークショップが開催されている。

第3回会合には25カ国・地域(注)が参加し、監査事務所全般の検査、個別監査業務の選定・レビュー等について意見交換が行われた。我が国からも審査会の検査官等が参加し、オフサイト・モニタリングや検査発見事項に関するコミュニケーションについて、これまでの検査における経験の紹介を行った(P123資料4-5参照)。

(注) オーストラリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、モリシャス、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国、スロヴァキア

《これまでのIFIAR検査ワークショップ開催実績》

- ・ 第1回 平成19年5月30～31日 アムステルダム
- ・ 第2回 平成20年1月29～30日 ベルリン
- ・ 第3回 平成21年2月11～13日 スtockホルム

2. その他

審査会は、IFIAR 以外でも二国間ベースで各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に、平成20年4月から改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、外国監査法人等の金融庁への届出義務や審査会への検査権限付与に係る具体的な実施手続等、新制度の実施のあり方について、金融庁とともに、各国当局と意見交換を実施している。

また、こうした意見交換等を踏まえ、平成21年2月、米PCAOBによる外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正（案）（注）に対して、金融庁とともにコメント・レターを発出した（P124資料4－6参照）。

（注）PCAOBは、企業改革法（SOX法）により、100社以下の上場会社等を監査する国内外の登録監査事務所に対して、原則3年に一回検査を実施することが求められており、同規則改正（案）は、2009年末までに実施することが求められている外国監査事務所に対する検査を最大3年間延長することができるものとするPCAOB規則4003の改正と、外国監査事務所が、当該外国の国内法に抵触する懸念から検査要求を拒んだ場合にPCAOBが取りうる措置に関するものである。

トピック 国際協力について

公認会計士・監査審査会は、世界 31 カ国・地域の監査監督機関から構成される監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の主要メンバーとして国際的な活動に積極的に参加しています。IFIAR の第 1 回会合は、平成 19 年 3 月に当審査会の主催により東京で開催され、以降年 2 回のペース（現在までに 5 回）で開催されていますが、審査会の主な活動内容は以下のとおりです（※ 活動の詳細については P28～30 をご覧下さい。）。

📎 IFIAR の設立への関与

IFIAR の前身である監査人監督機関代表者会議が、非公式な監査監督機関の集まりとして平成 16 年 9 月に初めてワシントンで行われました。審査会は、他の主要国の監査監督機関とともに当初から参加し、組織体制作りの面等で IFIAR 設立に協力してきました。

📎 IFIAR 諮問委員会への参加

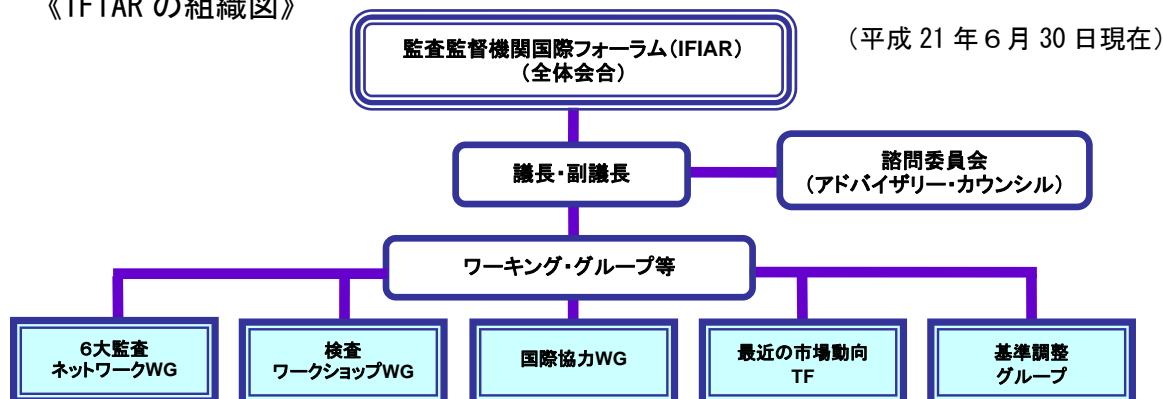
IFIAR の主要な問題に関して議長、副議長を補佐し、助言を行う諮問委員会（アドバイザー・カウンシル ※）を平成 20 年 9 月に設立しています。審査会は、米国、ドイツなどとともにもそのメンバーに選出されています（任期は 4 年）。※ 6 カ国で構成、下記の組織図を参照

📎 検査ワークショップ等への参加

IFIAR の具体的な活動の 1 つとして、参加メンバーの検査官等が検査の技術及び経験を共有する場である検査ワークショップの開催があります。年 1 回の開催で、これまでに 3 回開催されていますが、審査会からもプレゼンターやパネリストとして検査官等を派遣しています。また、この他にも、審査会は 6 大監査ネットワーク・ワーキング・グループや国際協力ワーキング・グループのメンバーとしても積極的に活動しています。

平成 20 年 4 月施行の改正公認会計士法により、審査会に外国監査法人等に対する検査権限等が付与されるなど、今後も国際的な活動に積極的に取り組んでいくことが一層重要になると考えています。

《IFIAR の組織図》



資料編

公認会計士法の改正の概要

一 公認会計士・監査審査会発足の経緯 一

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信頼をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- (1) 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- (2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- (3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- (4) 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

上記の経緯により、平成 16 年 4 月に「公認会計士・監査審査会」が設置されたが、その沿革は公認会計士法が施行された昭和 23 年まで遡る。

まず、昭和 23 年 8 月の公認会計士法施行により、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」が設置された。

次に、昭和 24 年 6 月にはこの委員会が廃止されて、その所掌事務は大蔵省に移され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」が設けられた。

その後、昭和 25 年 4 月にはこの審査会が廃止されて、公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」が設けられたが、昭和 27 年 8 月にはこの委員会の所掌事務が大蔵省に戻され、新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」が設けられた。

さらに、平成 13 年 1 月の中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務は金融庁に移り、「公認会計士審査会」は金融庁に置かれることとなった。

平成 16 年 4 月の改正公認会計士法の施行により、「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」が設置され、従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、新たな業務として、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を担うこととなった。

公認会計士・監査審査会委員名簿

平成 21 年 6 月 30 日現在

会長（常勤）	金子 晃	元会計検査院長
委員（常勤）	脇田 良一	元明治学院大学学長
委員（非常勤）	市川 育義	監査法人トーマツパートナー
委員（同）	引頭 麻実	(株)大和総研 執行役員コンサルティング本部長
委員（同）	坂本 道美	慶應義塾大学大学院商学研究科教授
委員（同）	櫻井 久勝	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員（同）	高橋 厚男	(財)日本証券経済研究所理事長
委員（同）	田島 優子	弁護士
委員（同）	西村 義明	東海ゴム工業(株)代表取締役社長
委員（同）	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター

公認会計士・監査審査会の開催状況

(平成20年7月1日～平成21年6月30日)

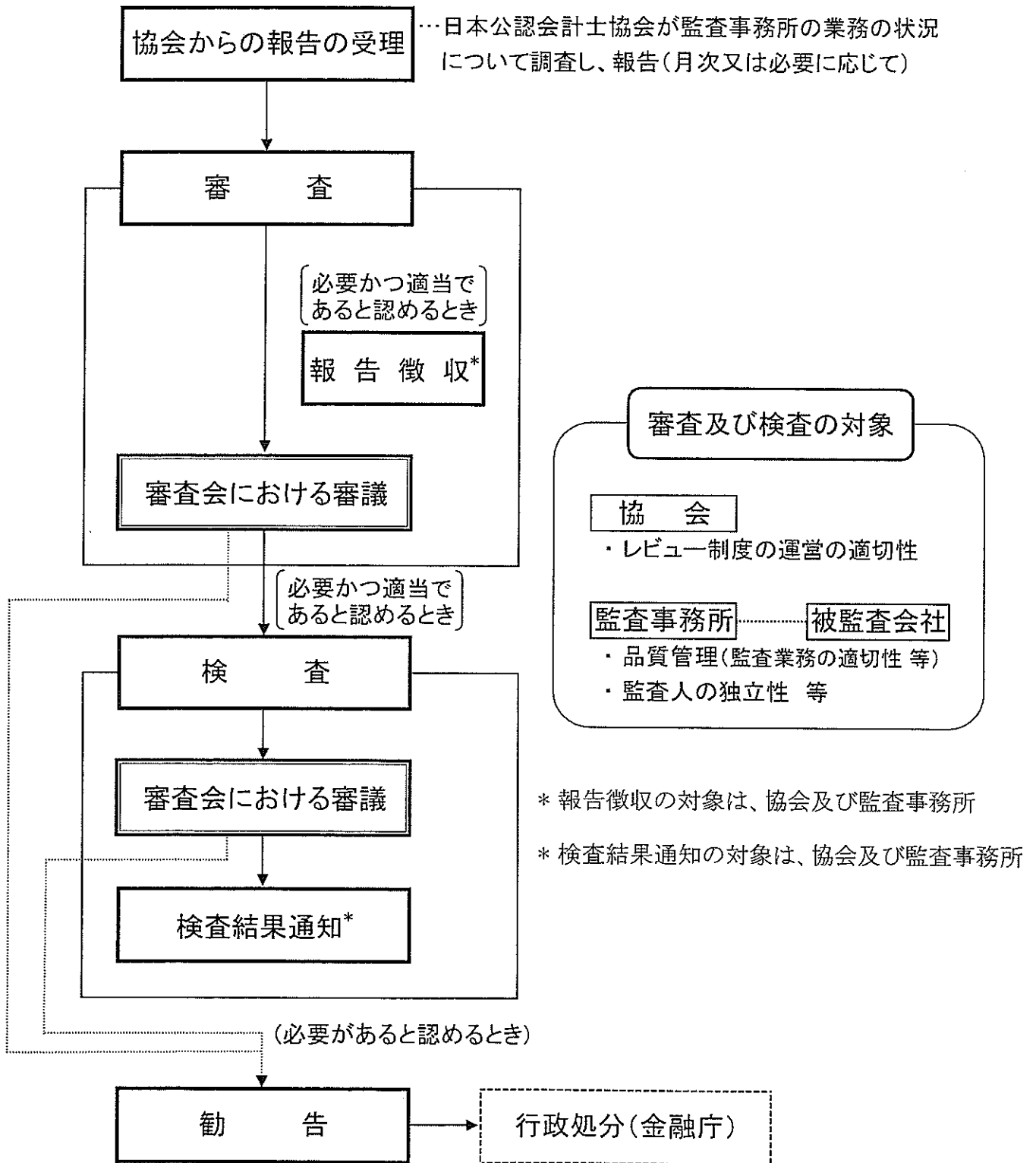
回	開催日	主な議題
117	20. 7. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (3) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②公認会計士試験の実施について (4) 業務継続計画について
118	20. 7. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①品質管理レビューについての年次報告について ②品質管理レビューの月次報告等について (3) 政策評価について (4) 公認会計士試験について (5) 業務継続計画について
119	20. 8. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
120	20. 9. 4	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
121	20. 9. 18	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について
122	20. 10. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について (3) 国際関係について
123	20. 10. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士等に対する懲戒処分等に関する事項について (3) 審査及び検査等について

回	開催日	主な議題
124	20. 11. 5	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成20年公認会計士試験の合格者等の決定について ②公認会計士試験実施規則の一部改正について ③平成21年及び22年公認会計士試験の試験委員等について ④公認会計士試験試験委員選任小委員会設置要領の一部改正について ⑤公認会計士試験の免除申請について (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
125	20. 11. 21	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について
126	20. 12. 5	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の出題範囲の要旨の改正について ②公認会計士試験の実施について (3) 審査及び検査等について
127	20. 12. 19	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について (3) 国際関係について
128	21. 1. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 国際関係について (4) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について
129	21. 2. 6	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の実務補習等について ②平成21年公認会計士試験の試験委員について (3) 審査及び検査等について ①審査及び検査等について ②品質管理レビューの月次報告等について

回	開催日	主な議題
130	21. 2. 18	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 政策評価について (3) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②公認会計士試験合格後の状況について
131	21. 2. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②公認会計士試験の実施について (3) 審査及び検査等について
132	21. 3. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について ①審査基本方針等について ②審査及び検査等について ③品質管理レビューの月次報告等について
133	21. 3. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成21年公認会計士試験の出願状況について ②前試験委員による受験参考書の出版について (3) 審査及び検査等について ①審査基本方針等について ②審査及び検査等について
134	21. 4. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②受験者に対する特別措置について ③公認会計士試験の実施について (3) 審査及び検査等について ①審査及び検査等について ②品質管理レビューの月次報告等について
135	21. 4. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査等について

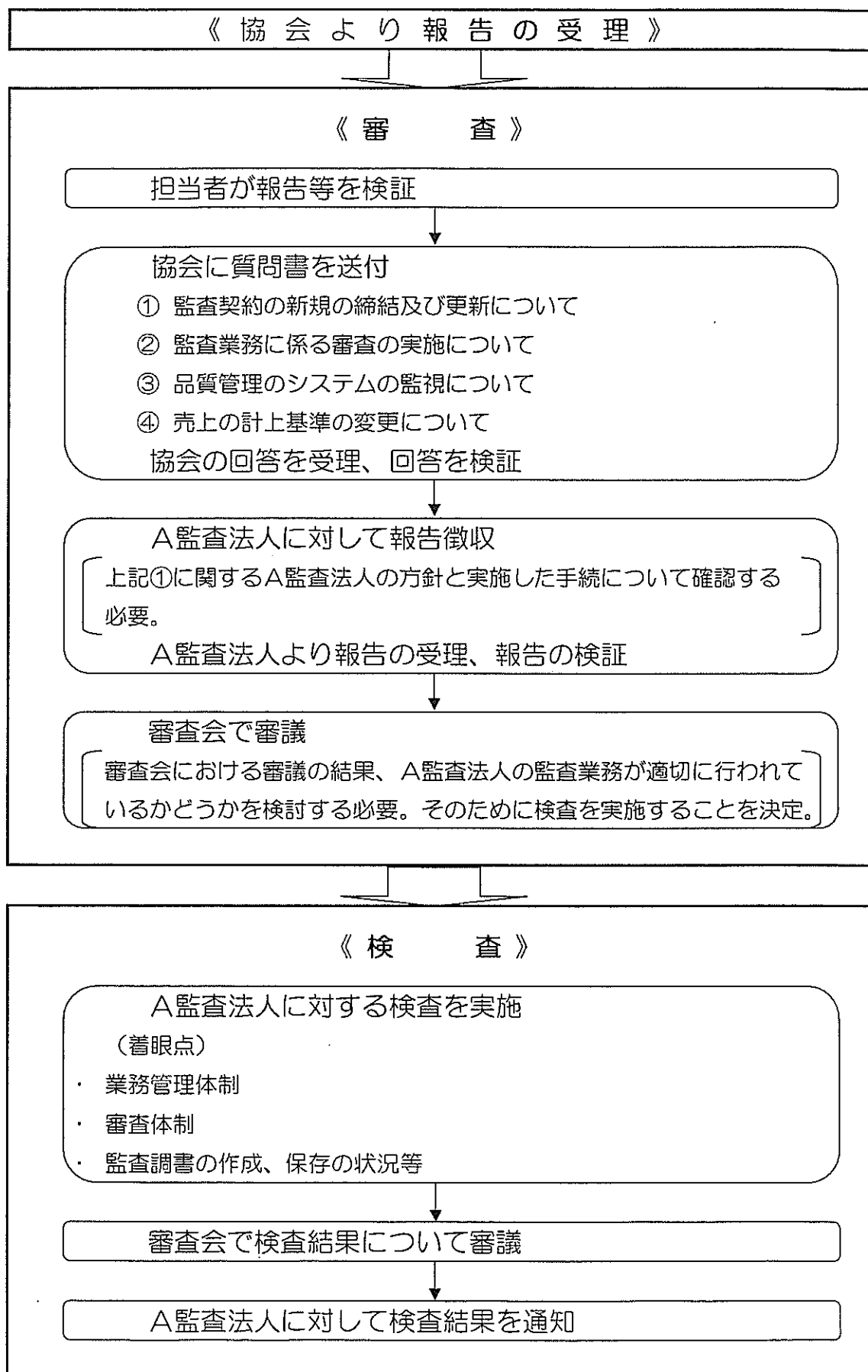
回	開催日	主な議題
136	21. 5. 15	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の実施について ②公認会計士試験の市場化テストについて (3) 審査及び検査等について ①品質管理レビューの月次報告等について ②審査及び検査等について (4) 国際関係について
137	21. 5. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の実施について ②公認会計士試験の免除申請について (3) 審査及び検査等について
138	21. 6. 16	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①平成21年公認会計士試験短答式試験の合格者の決定について ②平成22年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3) 公認会計士に対する懲戒処分に関する事項について (4) 審査及び検査等について ①審査及び検査等について ②「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂について (5) 審査会の年次報告について
139	21. 6. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ①公認会計士試験の免除申請について ②受験者に対する特別措置について ③公認会計士試験の実施について (3) 審査及び検査等について ①「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂について ②品質管理レビューの月次報告等について ③審査及び検査等について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の事例



平成 20 年 6 月 30 日
公認会計士・監査審査会

平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 20 事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 19 事務年度においては、特に監査法人に対して重点的に検証したところであることから、平成 20 事務年度においては、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 20 事務年度においては、業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 2 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等を取りまとめ、関係者等に示してきたことを踏まえ、審査会は、平成 19 事務年度に、中小規模監査事務所における監査の品質管理の自主的な改善状況を検査により検証した。

検査結果によれば、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 20 事務年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

監査法人ウィングパートナーズに対する検査結果に基づく勧告について

平成 21 年 2 月 17 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

監査法人ウィングパートナーズを検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 品質管理のシステムについては、組織的に整備を図るという最高責任者等の意識が希薄となっており、また、内部規程の整備及び周知が不十分であること、監査業務における責任の分担が不明確であり、監査補助者に対する十分な指示、指導及び監督が行われていないこと、品質管理のシステムの監視が実施されていないことなど、監査法人としての組織的な業務運営が行われていない。
また、法定の提出書類について、事実と異なる記載を行っているものや、提出を失念しているものがみられるなど、法令等遵守態勢は不十分である。
2. 監査業務の実施については、リスク・アプローチに基づいた監査計画を策定せず、売上、会計上の見積り及び継続企業の前提に関する監査などが著しく不十分であり、経営者確認書を入手していないほか、審査も受審せずに監査意見を表明している監査業務など、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範にみられる。
3. 監査業務に係る審査については、実施すべき手続や検討すべき事項に関する審査担当者及び業務執行社員の理解が不足しているため、監査計画に関する審査を実施していない監査業務があるほか、会計上の見積り及び継続企業の前提など重要な判断に関して実施した監査手続が著しく不十分であることを看過しているなど、審査態勢は極めて不適切である。
4. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、法人として組織的に改善を図るという最高責任者等の意識が欠如していることから、具体的な対応策の策定及びその実施を監査実施者任せとし、その改善状況を確認しておらず、今回の検査において、未改善又は改善が不十分なものが多数みられており、改善の取組みが著しく不十分である。

監査の品質管理に関する
検査指摘事例集

平成 21 年 6 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
1. 業務管理体制	4
2. 職業倫理及び独立性	8
3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	10
4. 監査契約の新規の締結及び更新	11
5. 監査業務の実施	12
6. 監査調書	29
7. 監査業務に係る審査	30
8. 品質管理のシステムの監視	34
9. 監査事務所間の引継	35
10. 共同監査	35

はじめに

平成 16 年 4 月の発足以降、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、監査事務所に対する検査を実施してきた。

審査会の検査においては、品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理に関する事項について、多岐にわたり指摘を行っている。審査会は、これまでも、監査事務所に対する検査結果の概要を取りまとめ、公表してきた（注1）。

本事例集は、審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的としている。本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照してもらうことが有益であると考えている事項を掲載している。

本年の改訂においては、平成 20 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行った（注2）。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして（注3）、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のための一層の努力が行われることを期待している。

（注1） 審査会による検査結果の概要を取りまとめ、これまでに公表したもの。

- ・ 「4大監査法人の監査の品質管理について」（平成 18 年 6 月 30 日公表）
- ・ 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 18 年 11 月 8 日公表）
- ・ 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」（平成 19 年 3 月 16 日公表）
- ・ 「3大監査法人の業務改善状況について」（平成 19 年 6 月 29 日公表）

（注2） 掲載事例は、平成 20 年度までに審査会が実施した検査を対象としている。

（注3） 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会

年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

(注4) 指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載している。

(注5) 本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っている。

用語の定義

- 「法」：公認会計士法
- 「令」：公認会計士法施行令
- 「規則」：公認会計士法施行規則
- 「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
- 「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
- 「C P E」：継続的専門研修
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「監査の品質管理規程の例示について」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第1号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」
- 「監査業務の定期的検証チェックリスト」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第2号
 - 中小監査事務所向け監査ツール「監査業務の定期的検証チェックリスト」

1. 業務管理体制

(1) 品質管理に関する責任

- ・ 社員全員が対等の立場との認識により、最高経営責任者等が品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることが明確にされていない。また、「監査業務の質」が優先されるべき事項であることが運営方針等に反映されていない。【平成18年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第13・15項)

- ・ 代表者は、品質管理に関する方針及び手続として、監査マニュアルの整備などの対応を講じておらず、監査の品質管理の向上を目的とした部署を設置したが、その具体的な業務に関する指示も行っていない。【平成18年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第13～15項)

(2) 組織運営

- ・ 品質管理、審査及び研修等の各部門の責任者は、意思決定機関である社員会の手続を経て正式に任命されておらず、各部門の責任者である社員は自己の職責も理解していない。【平成19年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第16・17項)

- ・ 諸規程の策定・改廃、社員会の運営及び議事録の作成など、ほぼすべての業務管理を代表者が一人で行っており、社員間で業務分担などが行われていない。また、内部規程と業務実態との整合を図ることや監査基準等の改訂に伴う監査マニュアルの見直し等が行われていない。【平成19年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第13・16項)

- ・ すべての監査実施者が非常勤又は個人事務所との仕事を兼務しているため、監査実施者の監査法人の業務に対する責任意識や監査法人の監査実施者に対する求心力が低くなりがち傾向があるなどの弊害が認識されているにもかかわらず、品質管理に関する方針及び手続の策定と周知、教育・訓練、日常的監視及び定期的検証による不備の是正などに取り組んでいない。【平成20年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第11～13項)

- ・ 社員会において、定款の変更や決算の承認等の重要事項について意思決定を行ったとしているが、議事録が作成されていない。【平成19年度検査】

(3) 規程の整備

- ・ 監査法人設立後 20 年間に、新たな法令や基準が制定・公布又は公表され、また、監査法人の実態も変わっているにもかかわらず、内部規程を一切見直していない。
【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)
- ・ 意思決定機関である社員会について、招集手続、定足数及び議決方法などの規程を整備していない。【平成 20 年度検査】
- ・ 内部規程の間に以下のような不整合がみられる。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 12 項)
 - 7) 保存期間が満了した監査調書の廃棄の承認等をする者について、「監査の品質管理規程」においては、品質管理担当責任者とされているが、「監査調書管理細則」においては、監査責任者及び統括代表社員とされている。
 - 4) 監査実施者の評価、報酬及び昇進について、「監査の品質管理規程」においては、社員会が決定するとされているが、「人事考課運用細則」においては、統括代表社員が決定するとされている。
- ・ 法に定める大会社等以外の監査業務について、長期間継続して関与している業務執行社員がいるにもかかわらず、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを判断する基準を定めていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 27 項 (2))

(4) 法令諸基準の遵守

① 定款に記載のない業務提供

- ・ 非監査証明業務（法第 2 条第 2 項の業務）を定款の目的としていないにもかかわらず、コンサルティング業務等の非監査証明業務を行っている。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 5 第 1 号)
- ・ 企業再編コンサルティング等の非監査証明業務について、定款に定めがないにもかかわらず、監査法人のウェブサイトにおいて、専門スタッフを有して業務提供をできると記載をしている。【平成 20 年度検査】
(倫理規則第 13 条第 1・2 項)

② 定款変更の届出

- ・ 社員に関する事項を変更しているにもかかわらず、定款変更の届出を行っていない。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 10 第 2 項)

③ 業務報告書の記載内容

- ・ 内部規程において、業務報告書は総社員の同意をもって決定しているが、代表者が作成した事実と異なる業務報告書の内容を他の社員が確かめることなく、提出している。【平成 19 年度検査】
(法第 34 条の 16 第 2 項、規則第 38 条)
- ・ 業務報告書の記載内容について、以下のような不備事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
 - ア) 「監査業務の定期的検証の状況」について、定期的な検証を実施していないにもかかわらず、主査等が実施している旨を記載している。
 - イ) 「被監査会社等の内訳」において、非監査証明業務を監査証明業務として記載している。
 - ウ) 「審査方式」について、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているにもかかわらず、会議体方式と記載している。

④ 同時提供の禁止

- ・ 連結財務諸表に関する監査において、被監査会社から事前に資料を入手して、連結財務諸表の数値を算出し、被監査会社に提供するなど、財務書類の調製に関する業務を行っている。【平成 19 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11、第 34 条の 11 の 2、規則第 6 条第 1 号)
- ・ 当監査法人の代表者は、株式の大部分を自らが所有しているコンサルティング会社に関連会社に該当することを看過している。このため、当該関連会社が非監査証明業務を提供している会社に対して、同時提供の禁止の規定に反して監査証明業務を提供していることに気付いていない。【平成 20 年度検査】
(法第 2 条第 2 項、第 24 条の 2、第 34 条の 11 の 2、令第 7 条第 2 項第 1 号、規則第 3 条、第 5 条、第 6 条)

(5) 情報管理

① 情報セキュリティ

- ・ 監査法人と社員の経営する税理士事務所が、ファクシミリやサーバを共有しているにもかかわらず、サーバへのアクセス制限がかけられていない。【平成 19 年度検査】

(法第 27 条)

- ・ 社員が経営する税理士事務所の職員に監査手続の一部や監査調書の整理等を行わせているが、独立性や情報管理に関する対策を講じていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条、第 28 条の 3、倫理規則第 2 条第 8 項)

- ・ 監査法人及び監査現場で使用しているパソコンに係る情報セキュリティ管理が監査実施者任せとなっており、アクセス制限やパスワード管理等の情報管理を監査法人として行っていない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号 IV 2)

- ・ 監査実施者に貸与しているパソコンや USB メモリ等の情報機器に関し、貸与申請、貸出手続などを定めておらず、その所在を確認していない。【平成 20 年度検査】

(IT 委員会報告第 4 号 IV 2)

② インサイダー取引防止態勢

- ・ インサイダー取引を防止するため、全従業員に対して誓約書の提出を求める旨を内部規程に規定しているが、全従業員の範囲を誤り、非常勤職員などの監査補助者から誓約書を入手していない。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 18・19 項、倫理規則第 2 条第 10 項)

③ 個人情報の保護

- ・ 個人情報の保護に関する法律第 2 条第 3 項の規定による個人情報保護事業者に該当するか否か、また、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に対応した措置の必要性の検討を行っていない。【平成 20 年度検査】

(法第 27 条)

(6) 地方事務所の管理

- ・ 地方事務所として届出をしているが、社員が常駐していない。【平成 18 年度検査】
(法第 34 条の 13 第 1 項、規則第 25 条第 7 号)
- ・ 地方事務所を含めて、業務処理に関する情報が監査法人内において共有されていないことから、一事務所におけるシステムの不具合による監査調書の未登録などの同じ問題が、その後も複数の地方事務所において発生している。【平成 18 年度検査】

(7) 業務改善への取組み

- ・ 協会の品質管理レビューの指摘事項の改善について、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
 - ア) 監査法人の品質管理のシステムの運用が縦割りの組織に委ねられ、全社的な監視システムが構築されていないことから、協会の品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査法人全体に周知徹底されていない。
 - イ) 協会の品質管理レビューで指摘された事項について、監査法人内への周知徹底が十分になされていないため、品質管理レビューの対象となった監査業務のみの改善に止まっている。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 独立性（利害関係）の確認

① 年次の確認

- ・ 独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の年次の確認も実施していない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 非常勤の監査実施者に対し、独立性の確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)
- ・ 独立性の確認書が回収されていない監査実施者及び審査担当者がある。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)

- ・ 監査実施者から回収した独立性の確認書に記載が全くないものがある。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 監査実施者に対し、個々の監査業務ごとに独立性の確認を実施すれば、年次の独立性の確認は不要と考え、実施していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 地方事務所における独立性の確認について、各地方事務所に任せ、本部において実施状況の確認を行っていない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 独立性の確認対象会社から被監査会社の関係会社等が漏れている。【平成20年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第25項)
- ・ 独立性の確認に当たり、協会が公表した「監査人の独立性チェックリスト」(倫理委員会研究報告第1号)を利用しているが、協会の倫理規則の改正に伴う内容の見直しを行っていない。【平成20年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第20・21項)

② 監査業務における確認

- ・ 被監査会社の試算表の数値を監査調書作成のために入力させるなど、監査業務を補助する職員に対して、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)
- ・ 非常勤の監査補助者に対して、担当会社の変更に対応した独立性の確認を行っていないため、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認をせずに監査業務を行わせている。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)
- ・ 学校法人に係る監査業務について、独立性の確認を実施していない。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第32号第12項)

③ 監査契約の新規締結時における確認

- ・ 監査証明業務及び非監査証明業務の新規受嘱に当たり、被監査会社との間の利害関係の調査や同時提供禁止業務に該当する可能性についての調査等の独立性の保持に関する確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)
- ・ 契約担当社員は、会社との利害関係の有無を事前に調査しないまま、会計監査人への就任を受諾する旨会社に伝達し、株主総会で選任されている。また、その後実施したとされる利害関係の調査において、被監査会社の連結子会社が調査対象リストから漏れている。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 16 項)

(2) 競業の禁止

- ・ 社員個人による非監査証明業務の受嘱について、当該社員は、他の社員全員の承認を受けないまま、監査法人の業務の範囲に属する非監査証明業務を受嘱している。【平成 20 年度検査】
(法第 34 条の 14 第 2 項)

3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

- ・ C P E 履修状況について、監査実施者の個人管理に委ねていたため、履修義務不履行者を把握していない。【平成 19 年度検査】
(協会会則第 116 条第 5 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証の結果、不備の程度が高いと認められた監査業務を担当していた業務執行社員等に対する特別研修の欠席者に対し、再研修の実施などを行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)
- ・ 公認会計士の資格を有していない監査実施者に対し、I T 関係の研修用 C D - R O M を視聴させること以外の教育・研修を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)

(2) 評価、報酬及び昇進

- ・ 内部規程において、社員報酬については総社員の同意をもって定めるとしているにもかかわらず、本部及び各地方事務所のそれぞれにおいて社員の報酬を決定しているなど、監査法人としての管理を行っていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)
- ・ 各部門で行われている監査実施者に対する評価とその結果の報酬への反映について、監査法人内で統一した評価項目、評価基準及び様式が定められておらず、評価結果や報酬への反映状況等も文書化されていないなど、組織的な運用となっていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 42 項)

(3) 選任

- ・ 内部規程において、業務執行社員の選任については部門責任者による承認が必要とされているが、監査業務着手前に、当該部門責任者による承認がなされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 定款において、業務執行社員は「総社員の同意により定める」としているにもかかわらず、監査契約の交渉を担当した社員が総社員の同意の手続を経ずに、業務執行社員に就任している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)
- ・ 監査責任者の選任に際して、被監査会社の業種の特殊性等に関する社員の能力や経験を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 44 項)

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 方針及び手続

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新に係る方針と手続を策定しておらず、実施したとする監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果の文書化もされていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14

項)

(2) 承認手続

- ・ 代表者以外の社員が獲得した監査業務を当該社員の個人管理としていたことから、各業務執行社員個人の判断により契約を更新している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)
- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査法人としての管理を行っていないことから、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続を行わずに監査業務を実施している。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

5. 監査業務の実施

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

① 「リスク・アプローチによる監査の手引」の使用

- ・ 協会東京会が公表した「リスク・アプローチによる監査の手引（監査基準に準拠した監査の手引）」にある様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解せずに形式的に当該様式例を利用しているため、以下のような不備事例がみられる。
 - ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
 - イ) 各表間に整合性がない。
 - ロ) 監査調書の一部を作成していない。

② 重要性の基準値の決定及び改訂

(重要性の基準値の決定)

- ・ 監査法人全体として、実証手続に依存した監査への自信とリスク・アプローチに基づく監査の効果に対する疑問を有しており、また、発見した虚偽の表示は、原則としてすべて修正させる方針を採っているとの理由から、重要性の基準値を決定しておらず、監査手続を立案する際に、勘定や取引ごとの重要性の

値を考慮していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 5・7 項)

(重要性の基準値の改訂)

- ・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離したにもかかわらず、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の要否を検討していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 8 項)
- ・ 重要性の基準値を変更しているが、これに伴う試査範囲の変更など、監査計画の見直しの要否を検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 9 項)
- ・ 重要性の基準値の決定に当たり、基礎となる財務数値について、監査計画の策定段階では被監査会社が公表している業績予想数値の税引前当期純利益を用いていたが、期末直前に被監査会社が当期純損失を予想した業績予想数値の修正を公表したことに伴い、売上高を用いる方法に変更している。
上記のように、重要性の基準値の基礎となる財務数値を変更しているにもかかわらず、財務諸表全体に与える虚偽の表示の影響や、財務諸表の利用者の経済的意思決定に与える影響について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 5 号第 2 項)

③ 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解

- ・ 「産業、規制等の外部要因」などの理解において、チェックリスト形式の監査調書を作成し、考慮すべき事項についてマークを付しているが、被監査会社への質問、分析的手続、帳票や内部規程等の閲覧などの手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 7・20・116 項)
- ・ 内部統制の理解において、経営者及び監査役に対する質問に止まり、内部統制のデザインの評価、内部統制が実際に業務に適用されているかどうかの検討及び判断のための観察、文書や報告書の閲覧等の手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 51・52 項)

④ 重要な虚偽表示のリスクの評価

- ・ 重要な虚偽表示のリスクを総括する監査調書において、企業及び企業環境の理解に係る監査調書において識別されているリスクが理由なく漏れている一方、当該監査調書で識別していないリスクが当該総括する監査調書に新たに記載されているなど、監査調書間の整合性がなく、監査チームによる重要な虚偽表示のリスクの識別の過程が不明確である。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94 項)

- ・ 販売サイクルは重要であると考えて、売掛金、売上高及び貸倒引当金については内部統制を理解し、重要な虚偽表示のリスクの評価に基づき監査手続を計画しているが、販売サイクルに関わらない勘定科目については、前期以前から内部統制の理解や重要な虚偽表示リスクの評価を行わずに、従前の監査手続を踏襲している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 94・95 項)

⑤ 特別な検討を必要とするリスク

- ・ 特別な検討を必要とするリスクとして「不正リスクへの対応」を決定しているにもかかわらず、具体的な不正リスク要因の識別や、それに係る監査手続を計画しておらず、不正に関連したリスク対応手続も実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 102 項)

⑥ IT 統制リスクの評価

(IT の概括的理解等)

- ・ 監査計画において、「IT を利用した情報システムのリスク評価の必要性について、IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断しているが、IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示のリスク評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書 29 号第 94 項、IT 委員会報告第 3 号第 7 項)

- ・ 監査計画において、「IT の利用が相当程度なされており、原則的なリスク評価手続を実施する。」と判断して、IT の全般統制に関する監査手続を実施しているが、被監査会社が内部統制報告書制度の準備のために行った作業の再実施に止まり、監査チーム自らの判断による監査証拠を入手していない。

また、ITによる業務処理統制を利用して監査手続を行うと判断しているにもかかわらず、売上取引等の重要な業務プロセスにおけるITに関するリスク対応手続を実施していない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第29・30項)

- ・ 期首に新規の会計システムを導入しており、前期以前に行った内部統制のデザイン等の評価をそのまま利用することができないため、当該システムの導入における影響を検討する必要があるにもかかわらず、これを行っておらず、前期期末の残高が当期期首に引き継がれていることも確かめていない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第2項(5))

(統制活動)

- ・ ITを利用した情報システムの全般統制について、被監査会社への質問のみによって、過年度から変更がなく良好であることを確かめ、過年度のITの業務処理統制に依拠するとしているが、質問と観察及び文書の閲覧等の手続を組み合わせて実施していない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第30・31・35項、IT委員会研究報告第31号Q6)

- ・ ITを利用した情報システムの全般統制に関して、財務報告に関する重要なスプレッドシートとユーザー開発のプログラムの計算結果の正確性の検討やセキュリティの確保について、被監査会社に統制のデザインが存在しないという事実を把握しているにもかかわらず、これに対する代替的な検証を実施していない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第31号第10項)

- ・ 滞留売掛金の評価や商品評価損の検討に際して、情報システムによって作成された情報を利用する場合の情報の正確性及び網羅性の検討を行ったとしているが、検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】

(監査基準委員会報告書第30号第12項、同報告書第31号第11項)

- ・ 被監査会社は、業務用コンピュータの運用サービスを外部に委託しているが、当該委託に係る契約書(業務委託基本契約書等)やサービス仕様書などを入手しておらず、また、当該委託業務に係る内部統制の検証を行っていない。【平成20年度検査】

(IT委員会報告第3号第18項)

- ・ 被監査会社は、原価計算システムを機能追加した財務会計システム、購買システム及び給与システムを利用していることからITの利用が限定的な場合に該当しないにもかかわらず、「ITの利用が限定的であり、安定度が高く、情報システムに前年度との間で重要な変更がないため、ITの利用に関するリスク評価手続の一部を省略する。」として、ITに関する全般統制の理解及び評価を省略している。また、ITに関する全般統制の理解及び評価をせずに、仕入プロセスの監査手続において、ITによる業務処理統制を利用した監査手続を実施している。【平成20年度検査】
(IT委員会報告第3号第3・29項)

⑦ リスク対応手続の立案

- ・ サンプル数などの監査手続の範囲を監査上の重要性や重要な虚偽表示のリスクに関する評価等を考慮して決定しておらず、従前の監査手続を踏襲している。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第30号第17項)
- ・ 運用評価手続におけるサンプル数の決定について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(企業会計審議会)Ⅲ4(2)①ロ「業務プロセスに係る内部統制の運用状況の検討」を参考にして、運用評価手続としてのサンプル数をすべてのテストにおいて25件としたとしているが、統制活動の頻度や重要な虚偽表示のリスクの程度を考慮していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第30号第44項)

⑧ 財務諸表の監査における不正への対応

- ・ 収益認識における不正リスクや経営者による内部統制の無視のリスクについて、その検討や対応する監査手続を実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第35号第60・74・110項)
- ・ 不正リスク要因を検討する際に、「不正リスクチェックリスト」にマークを付しているが、質問や閲覧など実施した監査手続の過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第35号第107・108項、同報告書第36号第8・10項)
- ・ 代表取締役社長や監査役会と監査結果の報告会は実施しているが、不正に関する質問を実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第35号第33・34・43・109項)

- ・ 不正による重要な虚偽の表示が行われる可能性に関する監査チーム内での討議及び重要な結論について、監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 35 号第 27・107 項、同報告書第 29 号第 16・116 項)

⑨ 監査手続書の作成

- ・ 当監査法人の標準的監査手続書をそのまま適用し、被監査会社の業種に特有な勘定科目を考慮した監査手続書を作成していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 24 項)

⑩ 詳細な監査計画

- ・ 売掛金、売上高及び貸倒引当金以外の勘定科目について、識別されたリスクに基づいて実施する実証手続、その実施の時期及び範囲を記載した詳細な監査計画を作成していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 14～16・22 項)

⑪ 監査計画の修正

- ・ 当初、運用評価手続を実施する予定としていた販売サイクルについて、後に当該手続を実施しないこととしたにもかかわらず、監査計画書に修正の理由を記載していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 27 号第 17・22 項)

(2) リスク対応手続

- ・ 被監査会社の主要な業務である小売店業務においては、POS システムによる手作業を介在させない高度な自動化処理が行われている。監査チームは、業務処理統制のうち手作業による「回収」プロセスの承認手続のみを運用評価手続の対象としており、自動化された「受注」、「出荷」、「売上計上」、「請求」及び「会計処理」の各プロセスに含まれる、重要な自動化された業務処理統制に関する運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)
- ・ 販売サイクル及び購買サイクルについては、実証手続により入手した監査証拠のみでは、財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを合理的に低い程度にまで抑えることが不可能又は実務的ではないと判断して、関連する内部統制のリスク評

価手続及び運用評価手続を実施している。しかしながら、販売サイクルについては、「売上計上」以外の「受注」、「出荷」、「請求」、「回収」及び「会計処理」の各プロセスに関し、合理的な理由なく、運用評価手続を実施していない。また、購買サイクルについては、「仕入計上」以外の「発注」、「入庫・検収」、「支払」及び「会計処理」の各プロセスに関しても同様の判断をしたため、運用評価手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 29 号第 109 項、同報告書第 30 号第 7・24 項)

- ・ マンション等の建設及び販売などを事業としている被監査会社の売上高に関して、運用評価手続と実証手続を組み合わせた監査アプローチを採用すると計画しているにもかかわらず、運用評価手続を実施せず、売上金額が多額の物件に対する引渡関連資料との照合や入金確認等の詳細テストによる実証手続のみを実施している。また、収益認識における不正リスクの検討及び対応手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 22 項、同報告書第 35 号第 60 項)

- ・ 販売サイクルなど主要な業務サイクルに対する運用評価手続について、業務サイクルごとのリスク評価に対応して策定された監査計画に従って、対象期間全体を通じた運用評価手続を実施することが求められている。しかし、各サイクルにおける運用評価手続の実施時期が特段の理由なく特定の月の取引に限定され、期間全体に対して実施していない業務、実施した手続の内容が対象月によって理由なく異なっている業務、残余期間における手続が実施されていない業務がある。また、監査計画において策定したサンプル数に対して、実施した手続のサンプル数が特段の理由なく過不足している業務がある。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 17・34・36 項)

(3) 会計上の見積りの監査

① 関係会社株式の評価

- ・ 市場価格のない子会社株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず、子会社の事業計画等を入手しておらず、当該子会社株式の実質価額の回復可能性を十分に検討せずに、回復可能性があると判断している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 帳簿価額と比較して実質価額が著しく低下している非上場株式の減損処理について、被監査会社から土地の含み益を加味すると下落率が 50%未満になるため減損処理を行わないとの口頭説明を受け、被監査会社が減損処理を行わないことを

容認しているが、土地の含み益及び当該株式の実質価額の回復可能性に関する証拠を入手しておらず、監査調書に当該説明についての記載もない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

② 無形固定資産 (のれん)

- ・ 被監査会社は、子会社数社の株式取得及び当該子会社同士の合併により発生した多額の「のれん」(連結総資産に占める割合は 50%以上)を連結財務諸表上、無形固定資産に含めて計上している。監査チームは、「のれん」に減損の兆候はないとしているが、被監査会社から入手した当該子会社の経営計画等について、検討の過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

③ 貸倒引当金

- ・ 長期末回収の長期貸付金等について、貸倒懸念債権に該当するかどうかを検討することなく、被監査会社が算定した貸倒引当率に基づく貸倒引当金の設定を容認している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

④ 繰延税金資産の回収可能性

- ・ 被監査会社の業績が十分に安定的であるとはいえない状況において、過年度の課税所得を監査調書に記録しているが、将来年度の課税所得の充分性について検討していないにもかかわらず、繰延税金資産の回収可能性に関する被監査会社の判断を容認している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

- ・ 被監査会社の繰延税金資産の回収可能性に係る監査基準委員会報告第 66 号における区分 2 に該当する会社について、有価証券評価損、ゴルフ会員権評価損及び土地評価損等のスケジューリング不能将来減算一時差異について、将来の売却計画等により実現する時期等を検討することなく、繰延税金資産の計上を容認している。被監査会社が監査チームの指導に従って一部のスケジューリング不能差異については繰延税金資産を計上しないなど、改善への姿勢がみられるようになったことから今後に期待ができ、また、当該スケジューリング不能将来減算一時差異にかかる繰延税金資産を計上しても、「重要性は必ずしも大きくない」と判

断したことを容認の理由としてあげている。なお、当該繰延税金資産の金額は重要性の基準値を大幅に超えている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、監査委員会報告第 66 号 5)

⑤ 退職給付引当金

- ・ 被監査会社が、退職給付引当金の計算に当たって割引率や期待運用収益率を変更しているにもかかわらず、当該変更の妥当性を検討していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 年金数理人が算定した退職給付債務及び退職給付費用に基づく退職給付引当金と被監査会社の計上額との間に重要な差異が発生しているにもかかわらず、差異についての分析を行っていない。また、退職給付費用がマイナス（費用の戻入）となっているにもかかわらず、原因を調査していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項、同報告書第 14 号第 13 項)

- ・ 退職給付引当金が重要な残高であるにもかかわらず、退職給付債務及び年金資産残高について、年金数理人や資産運用会社に対して確認を行っていない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・11 項、監査基準委員会報告書第 14 号第 4 項)

- ・ 被監査会社が市販のパッケージソフトウェアを利用して算定した退職給付債務に関し、当該パッケージソフトウェアの信頼性を検証する手続や、期末の退職給付債務額について、退職給付の個人別データからサンプルを抽出し、関連証憑資料との照合や計算チェックなどの退職給付債務計算の正確性を検証する手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項)

- ・ 前年度と異なる年金数理人が退職給付債務を計算しているにもかかわらず、「個人別データ等の計算の検証については、前年度検証済みであり、その後計算の概要に変化がないことから、当期においては検証を省略している。」として、被監査会社から年金数理人に提出されたデータが会計記録と整合していることを確かめる手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 14 号第 11 項)

⑥ 完成工事補償引当金

- ・ 被監査会社は、過去の完成工事に係る補償額について、従来の発生時費用処理から当期より補償実績率に基づく見積補償額を計上する方法に会計方針を変更しているため、特別な検討を必要とするリスクとして識別しているが、計算の正確性の検証に止まり、被監査会社が実施した見積補償額の算定における仮定の適切性（過去の補償実績率の計算の方法及び補償期間の妥当性等）を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

⑦ 工事損失引当金

- ・ 建設業を営んでいる被監査会社が工事損失引当金を計上していないことについて、業務執行社員は、「被監査会社は赤字工事を受注していない」としているが、被監査会社に赤字工事が存在するか否かを確認していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9 項）

(4) 金融資産の消滅の認識の検討

- ・ 被監査会社が売掛債権を第三者に譲渡した取引について、当該債権譲渡に係る売買契約書を手に入らず、当該契約が金融資産の消滅の認識の要件を満たしているかを検討していない。また、当該取引の法律関係等について監査チーム内で検討することが困難であるにもかかわらず、弁護士等の法律の専門家の意見を手に入っていない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 31 号第 19 項、同報告書第 14 号第 4 項）

(5) 売上

- ・ 被監査会社の経営環境の悪化に伴い、売上として認められない未出荷売上が計上されるリスクを特別な検討を必要とするリスクとして識別し、未出荷売上の期間帰属の妥当性を確かめるため、未出荷理由の検討や代金の回収条件の確認等を計画していたが、預り依頼書を手に入らず売上数量を確認したのみでその他の監査手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 51 項、同報告書第 31 号第 19 項）

(6) 立会

- ・ 決算日以外の日を実地たな卸の基準日として立会を行っているが、当該基準日か

ら決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。また、監査手続書において入手することとされている入出庫のカット・オフ・データを入手していない。

【平成 19 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 3 項、同報告第 72 号第 6 項 (1))

- ・ 実地たな卸立会において、監査手続書上、テスト・カウント後にテスト・カウントの数量と被監査会社が作成した在庫一覧の数量を突合するとしているが、一部について手続が未了である。【平成 20 年度検査】

(監査委員会報告第 8 号第 2 項)

- ・ 不動産会社において、重要性のある販売用不動産及び仕掛販売用不動産について、内部統制の運用評価手続等を実施せずに、被監査会社が実地たな卸や視察などの現場確認を実施しないとする判断を受け入れている。また、上記のたな卸資産に対する立会等を実施しなかったこと及びその理由等を監査調書に記載していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 30 号第 7 項、監査委員会報告第 8 号第 1 項・解説Ⅲ第 7 項)

(7) 確認

- ・ 売掛金の確認先抽出時に使用している残高明細表の合計額と帳簿上の売掛金金額が一致しているかどうかを確かめておらず、結果として両者の間に重要性のある差額が生じていることを看過している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項)

- ・ 被監査会社から残高確認の発送対象を一部除外するよう要請され、正当な理由がないにもかかわらず、応じている。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 17 項)

- ・ 残高確認状の発送等について、被監査会社に依頼するなど、自ら発送及び回収していない。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 21 項)

- ・ 売掛金について、被監査会社の作成した勘定科目明細を通査して「通査した結果、全て法人 (=個人でない) に対する売掛金であり、特に問題となる債権はない。」と結論付け、確認状を発送していない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 19 号第 3・5 項、同報告書第 36 号第 8 項)

- ・ たな卸資産残高のうち外部保管在庫の割合が非常に高く（70%程度）、その金額に重要性があるにもかかわらず、外部保管先に対して確認手続又は実地たな卸の立会を実施していない。また、会社が入手している外部保管先の在庫証明書との突合等も実施していない。なお、たな卸資産サイクルにおける内部統制の運用評価手続も十分に実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 30 号第 7・21・47 項）
- ・ 決算日以外の日を売掛金の確認基準日として確認手続を実施しているが、当該確認基準日から決算日までのロール・フォワード手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 28 項、監査委員会報告第 72 号第 6 項（1））
- ・ 多額の確認差異が発生しているにもかかわらず、証憑との突合等、その発生原因を把握するために必要な監査手続を実施していない。また、確認差異について、その内容や量的・質的影響を検討していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）
- ・ 工場の複数の当座預金勘定において、帳簿残高と銀行からの確認状残高との間に差異があり、その金額に重要性があるにもかかわらず、本社監査担当者は工場監査担当者が、また、工場監査担当者は本社監査担当者が、当該差異の検証を実施するものと思ひ込み、差異調整を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 25 項）
- ・ 回収した確認状における確認先の署名欄に代表者印や会社印ではなく、三文判の個人印が押印されているものについて、回答の信頼性を検討していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 24 項）
- ・ 売掛金に関する確認状の未回収先について、被監査会社に対する入金の有無の質問に止まり、入金額を当座勘定照合表と照合する等の代替手続を実施していない。【平成 19 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22 項）
- ・ 確認状が監査報告書日付までに返送されなかったにもかかわらず、理由なく代替手続を実施していない。【平成 20 年度検査】

（監査基準委員会報告書第 19 号第 22・23 項）
- ・ 買掛金について発送した確認状のうち、回答がなかったものについて、代替手続

を実施したとしているが、当該手続は、未回収の確認状の金額の一部（金額で10%未満）についてのみ発注書や請求書と突合したものであり、確認金額全体を対象とした代替手続とはなっていない。監査チームは、さらに、確認以外の他の監査手続を実施し、買掛金の勘定残高について十分な心証を得たとしているが、当該監査手続の具体的内容や監査手続全体についての十分性の検討過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第19号第22・27項、同報告書第36号第8項)

- ・ 3月末決算の被監査会社のクレジット会社に対する売掛金について、確認状を発送せず、3月末の各残高と4月中の入金額を比較しているが、締め日の違いなどから差異が発生しているにもかかわらず当該差異の分析を行っておらず、内部統制の運用評価手続も行っていない。また、売掛金について確認状を発送しないと判断する場合の理由と実施すべき他の監査手続の十分性に関して検討したとしているがその結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第19号第3・5項、同報告書第36号第8項)

(8) 分析の実証手続

- ・ 実証手続としての詳細テストを実施せずに、分析の実証手続のみを実施するとした場合において、被監査会社にとって営業上重要な意味を持つ財務諸表項目について、推定値の算出や、推定値と財務諸表項目の金額又は比率との重要な差異の基準値の決定をしておらず、重要な差異に該当するか否かの判断及びそれに基づく調査を行っていない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第1号第18・20・21項)

(9) 連結財務諸表の監査

① 連結の範囲

- ・ 被監査会社が、株式を100%保有する子会社2社を連結の範囲から除外していることについて、量的側面から重要性が著しく低いとして、被監査会社の判断を妥当と判断しているが、その監査調書を作成しておらず、質的側面からの検討も行っていない。【平成19年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第52号第3項)

② 連結財務諸表の監査

- ・ 連結キャッシュ・フロー計算書について、連結貸借対照表及び連結損益計算書との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 24 号第 16 項、同報告書第 31 号第 2 項)
- ・ セグメント情報の注記について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の数値とセグメント情報との整合性の確認に止まり、個々の数値の正確性について検討していない。【平成 20 年度検査】
(監査委員会報告第 53 号第 3・5 項 (5))
- ・ 重要性のある連結子会社について、会社区分及び繰延税金資産の回収可能性の検討をしていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項、監査委員会報告第 66 号)

(10) 関連当事者

- ・ 実施すべき監査手続のチェックリストにマークを付しているのみで、関連当事者に関する資料の入手を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)
- ・ 被監査会社の経理担当者が作成した関連当事者の範囲に関する資料を入手しているが、当該資料の正確性や関連当事者取引の網羅性に関する検討等を行っていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 34 号第 2・6・8～10・13・14 項)

(11) 後発事象

- ・ 被監査会社又は連結子会社について、決算日後の取締役会等の議事録の閲覧や月次試算表等の内容の検討を行っておらず、財務・経理担当役員等に対する質問等も行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①・③)
- ・ 他の監査人に対して発送した後発事象の有無に関する確認状の回答期限が、会社法監査報告書日後となっている。また、当該確認状は、被監査会社を通じて入手しており、他の監査人から直接入手していない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 重要な海外の連結子会社に関し、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、後発事象に関する報告書を監査報告書日後に回収しており、監査報告書日以前に代替手続も実施していない。【平成 20 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)
- ・ 後発事象に関するチェックリストを使用し後発事象の有無を確認したとしているが、監査調書はマークを付したチェックリストのみであり、取締役会議事録について閲覧した開催日の日付や項目等が記載されていない。また、マークを付す手続を実施した日付や担当者の署名がない。【平成 19 年度検査】
(監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ①、監査基準委員会報告書第 36 号 第 21 項)

(12) 財務諸表の表示及び開示

- ・ 連結財務諸表の「リース関係」、「有価証券関係」、「退職給付関係」及び「税効果関係」の注記について、被監査会社の担当者が注記情報を作成するために作成した数値の集計表を入手し、これと注記の金額との照合に止まり、集計表の数値の正確性等を検証していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 30 号第 64 項)

(13) 経営者確認書

- ・ 入手した経営者確認書について、以下の事項の記載が漏れている事例がみられる。【平成 19・20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 6・7 項、同報告書第 34 号第 15 項 (1))
 - ア) 一定の金額基準を超える未訂正の財務諸表の虚偽の表示が存在する場合、監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別に集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨
 - イ) 関連当事者との取引は適切に注記している旨
 - ウ) 財務諸表に計上又は注記している事項を除き、重要なデリバティブ取引はない旨
 - エ) 重要性のある繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の見解
 - オ) 監査報告書に記載のある重要な会計方針の変更がある場合のその旨及び理由
 - カ) 監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨
- ・ 経営者確認書を監査報告書の交付日に入手していない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 項 (4))

- ・ 重要な会計方針の変更に係る事項について、会社法の経営者確認書で確認することを失念し、金融商品取引法の経営者確認書だけで確認している。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 3 号第 5 (5)・7 項)

(14) 他の監査人の監査結果の利用

- ・ 他の監査人の監査結果を利用しているにもかかわらず、他の監査人の信頼性の程度を確かめていない。また、被監査会社、子会社及び関連会社に対し、他の監査人が独立性を保持していることを確認する文書を手に入していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 6・7 項 (1))

- ・ 他の監査人に対して、重要性の判断基準に関する監査指示書や質問書を送付しておらず、検出事項一覧表、後発事象の発生の有無に係る回答等も手に入していない。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項 (5)、監査・保証実務委員会報告第 76 号 8 (3) ③)

- ・ 海外子会社の監査手続において、海外会計事務所に対する質問書等の送付を被監査会社経由で行っている。また、質問書の回答を審査日後に入手している。【平成 18 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用することとしているが、当該他の監査人に対する指示書において、監査の実施に際して準拠すべき会計基準を指示しておらず、現地の会計基準で作成された財務諸表について、日本の会計基準との違いによる会計処理に大きな差異がないことを確かめていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 7・10 項)

- ・ 被監査会社の海外子会社に関して、現地の他の監査人の監査結果を利用しているが、多額の減損損失を財務諸表で確認するに止まり、質問や追加資料の入手などの監査手続を実施しておらず、追加手続の必要性の検討もしていない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 8 号第 10 項)

(15) 専門家の業務の利用

- ・ 所有する多額の土地について減損を行うかどうかの検討を行う際に、不動産鑑定士の評価結果を利用しているが、当該不動産鑑定士の専門家としての能力や業務の客観性について、検討した過程を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6・7・17 項)
- ・ 退職給付引当金の退職給付債務の計算について、信託銀行が発行した「数理評価計算結果報告書」を利用しているが、当該年金数理人の専門家としての能力についての検討をしていない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 14 号第 6 項)

(16) 総括的吟味のための分析的手続

- ・ 監査の最終段階における財務諸表の総括的吟味に用いられる分析的手続を実施しておらず、財務諸表が全体として監査人の理解と合致していることについての全般的な結論を形成していない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 1 号第 5・23～25 項)

(17) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

- ・ 重要な訴訟事件を抱えている被監査会社の監査において、訴訟事件に係るリスク管理体制の検討・評価を行っていない。【平成 18 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 4 項)

(18) 弁護士への確認

- ・ 金額的重要性が高い訴訟事件であるにもかかわらず、弁護士への確認を行っていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 5 項 (1))
- ・ 会社法監査報告書日付までに回収していない確認状があるにもかかわらず、被監査会社に対して回答の督促を依頼していない。また、回答日以後金融商品取引法監査報告書日までの状況について弁護士に電話で確認したとしているが、監査調書にその旨が記載されていない。【平成 19 年度検査】
(監査委員会報告第 73 号第 6 項 (5) ③・8 項)

- ・ 確認状を会社法監査報告書日付より1か月以上前に回収しているにもかかわらず、合理的な理由なしに、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。【平成19年度検査】
(監査委員会報告第73号第6項(4)②)

(19) 期首残高の妥当性

- ・ 前任監査人と被監査会社の間において、会計処理について意見が相違したことを理由として、期中に監査業務を引き継いだにもかかわらず、期首残高の妥当性に関する監査手続を全く実施していない。【平成20年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第19項)

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成

- ・ 監査調書の整理について、以下のような不備事例がみられる。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第25・28項)
 - ア) 監査報告書提出後に補完的に実施した監査手続を当初作成した監査調書に加筆修正を行っている。
 - イ) 監査業務の定期的な検証により発見された不備に対し、業務執行社員は、最終的に整理・完成された監査調書と明確に区分せずに、遡って訂正している。
- ・ 監査業務における独立性に関する調査を電子的に行っているが、調査資料が回収担当者のパソコン内に保存されており、監査調書として保存されていない。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第8項)
- ・ 時間が無かったとして、監査調書に、監査手続を実施した者及びその作成日の記載をしていないものがある。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第36号第21項(1))

(注) 上記のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に記載されていない事例が多数の監査業務において認められている。

(2) 監査調書の査閲

- ・ 業務執行社員等による査閲のサインがほとんど行われていない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 27 項、同報告書第 36 号第 21 項 (2)・22 項)
- ・ 主査が査閲したとする監査調書について、第三者が見ても明らかに不備がある監査調書においても押印がされており、査閲日の記載もない。【平成 20 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 21 項、同報告書第 36 号第 21 項)

(3) 監査調書の管理・保管

- ・ 監査調書の管理・保管に関し、以下のような不備事例がみられる。【平成 18・19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)
 - ア) 代表社員の個人事務所や自宅に保管されている。
 - イ) 過去の電子監査調書データ等が監査補助者の個人所有の USB メモリ等に保存されている。
 - ウ) 保存期間満了後の監査調書が内容等が不明のまま、段ボール箱に箱詰めされて監査法人内の一角に積まれている。
 - エ) 監査調書の総冊数や内訳を全く管理していない。
 - オ) 精算表等の最終版のみを監査調書として保管し、監査手続を実施した過程の書類をすべて廃棄している。
 - カ) 回収用キャビネットに過去の残高確認状が混在している。
 - キ) 外部の倉庫に保管している監査調書について、管理していない。
- ・ 監査調書を被監査会社の鍵付ロッカーに保管しているが、鍵の管理を被監査会社に任せている。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 86・89 項、監査基準委員会報告書第 36 号第 27 項)

7. 監査業務に係る審査

(1) 方針及び手続

- ・ 協会が公表した「監査の品質管理規程の例示について」をそのまま監査法人の内部規程等としたため、コンカリング・レビュー・パートナー方式を採用しているに

もかわらず、合議制審査の規程となっている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(2) 審査態勢

① 審査態勢全般

- ・ 社員間で互いの監査手続を検証することに抵抗があり、他の社員の行った監査業務に干渉しないことなどから、重要な論点に関する質問等の審査が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 66 項、監査基準委員会報告書 32 号第 38 項)

② 審査担当者の適格性

- ・ 補助者として監査業務に関与している者やシステム監査に従事した者が、審査担当者に任命されている。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 73 項 (2))
- ・ 内部規程において、意見形成の妥当性に関する審査は、社員から構成される審査委員が行い、表示の妥当性に関する審査は、審査委員の補助者である監査スタッフが先行し、その結果を審査委員がレビューする旨を規定しているが、当該監査スタッフの審査結果を審査委員がレビューしておらず、監査スタッフが意見形成の妥当性に関する審査まで実施している。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 72 項)

③ 合議制審査

- ・ 内部規程において、審査は審査委員会による合議制により実施し、当該審査委員会は審査委員の過半数の出席により成立することとしているが、審査委員のほとんどが監査業務の関与者であり、審査に加わることができないため、実際には、審査委員 1 名のみにより審査が実施されている。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)
- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、各審査委員は割り当てられた監査業務における審査のみを実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するのみで、審査委員同士の相互査閲を行っていないなど、合議制による審査が実施されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項)

- ・ 内部規程において、合議制による審査を行うとしているが、社員全員がすべての監査業務に従事しており、審査適格者が存在しない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 75 項 (2))

(3) 審査の実施

① 計画審査

- ・ 学校法人、公益法人及び独立行政法人等について、大会社等以外は必要ないと考え、監査計画の審査を実施していない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63・67 項)

② 事前審査

- ・ 内部規程において、会計方針の変更や継続企業の前提に関する事項は事前審査を受けなければならないとしているが、ソフトウェアの売上処理の変更や継続企業の前提の注記を付すような監査業務について、事前審査を受けていない。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 30 項)

③ 意見審査

(未実施)

- ・ 監査責任者は、担当する監査業務の審査の対応を監査補助者に任せ、審査の実施の有無も確認しなかったことから、審査前に監査意見を表明している。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36～38 項)
- ・ 英文財務諸表(アニュアルレポート)に対する監査報告書を発行しているが、審査を行っていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 63 項)

(審査資料の不備)

- ・ 審査終了後に審査担当者が記入すべき審査資料の結論等の項目に、監査実施者が事前に「問題無し」「同意する」等の記入を行っている。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

- ・ 審査において、財務諸表（案）及び監査報告書（案）を検討したとしているが、当該資料が、監査調書として保存されておらず、審査の対象となった書類を特定することができない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37・38 項)

(審査不十分)

- ・ 金融商品取引法監査の意見審査を、会社法監査の意見審査と併せて実施しているが、会社法監査報告書日以降、金融商品取引法監査報告書日までの間に、有価証券報告書及び監査報告書に記載する重要な後発事象が発生したにもかかわらず、表示等に関する審査を実施していない。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 39 項)
- ・ 意見表明の審査に当たり、業務執行社員が財務諸表（案）及び監査報告書（案）を提出しておらず、それらを求めることなく、監査結果の概要に関する説明資料のみを用いて審査が実施されている。【平成 18 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 38 項)
- ・ 総資産の 30%超を占める貸付金について、審査担当者は、業務執行社員を信頼し、実施した監査手続や監査上の判断について質問等を行わなかったことから、業務執行社員が取引の実態を把握せず、回収可能性の検討等を行っていなかったことを看過している。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 37～39 項)
- ・ 審査で指摘された事項のフォローアップが未了であるにもかかわらず、業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないとして、審査完了前に監査意見を表明している。【平成 19 年度検査】
(監査基準委員会報告書第 32 号第 36 項)

(審査過程の記載の不備)

- ・ 審査委員会において合議制により審査を行ったとしているが、議事録に「監査意見は妥当」と残されているのみで、審査担当員名、審査実施日、審査手続、審査結果、審査担当員のコメント及び結論について、審査資料に記載がなく、審査を実施したことが確かめられない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 65 項 (3)・77 項)

8. 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

- ・ 日常的監視について、以下のように形式的な監視やそのフォローアップが行われていないものがある。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項)
 - ア) 独立性の確認の実施の有無について、口頭のみで確認している。
 - イ) 独立性の確認において、未回収の回答書があることが日常的監視で発見されたが、回収を促すように口頭での指示に止まり、その顛末を確認していない。
- ・ 日常的監視を実施したとしているが、監視手続の結果や発見事項の記録が残されておらず、社員会の議事録に担当者の報告の記録も残されていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93・104 項)

(2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 定期的な検証で指摘された事項の改善状況について、品質管理本部は、改善されていない事項を業務執行社員等が「改善済み」と記載した報告書を回収しているが、これに対する確認作業を行っていない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 93 項)
- ・ 監査法人として検証すべき内容が決まっておらず、検証内容が担当者の判断に任されているため、判断過程と結論が明記されているかといった監査調書の整備状況の観点からのみの検証となっており、監査業務が監査基準や会計基準等に準拠して実施されているか、及び協会レビューにおいて指摘された事項の改善がされているか、といった観点からの検証が行われていない。【平成 19 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90 項)
- ・ 監査業務の定期的な検証の実施に際して、検証を行う十分な人員を確保できなかったことから、計画していた検証作業が未了となり、評価を行っていない。【平成 18 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 15 項 (3))
- ・ 定期的な検証に際して、「監査業務の定期的検証チェックリスト」を利用しているが、当該チェックリストの公表後に公表・施行された監査基準や会計基準等に対応した見直しを行わずに、定期的な検証が行われている。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第1号第90・93項)

(3) 不服と疑義の申立て

- ・ 法人内からの申立てについてのみ通報経路が明確にされており、外部からの申立てを想定していない。【平成19年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第107項)
- ・ 被監査会社に係る匿名の情報が寄せられた案件を、当該被監査会社を担当する業務執行社員に連絡している。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第108項)

9. 監査事務所間の引継

- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、被監査会社から「監査人予定者が監査契約の締結前に実施する監査業務の引継に関する守秘義務についての確認書」を入手せずに、前任監査人に対して質問を行い、情報の提供を受けている。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第12項)
- ・ 監査人の交代に際し、後任監査人は、重要な事項があると認識していたにもかかわらず、前任監査人の監査調書の閲覧を求めず、契約を締結している。【平成19年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第3項)
- ・ 継続企業の前提に関する注記が付されている被監査会社に関する前任監査人との引継について、被監査会社の経営者等からのヒアリングにおいて交代に至る説明を受け、誠実な対応を得たとの理由から、監査人の交代事由に関する見解について前任監査人への質問を行っていない。【平成18年度検査】
(監査基準委員会報告書第33号第13項)

10. 共同監査

- ・ 共同監査人の実施した監査手続について、自らの意見表明に際して必要と認めて当該監査調書をレビューしたとしているが、その内容を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成18年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第1号第113項)

- ・ 共同監査人に対して、品質管理のシステムが監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを確かめていない。【平成 20 年度検査】
(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 44 項)

平成 21 年 6 月 12 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方（案）

1. 報告徴収

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、外国監査法人等^(注1)から、届出書等^(注2)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下、「当該国当局」という。）に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注3)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注1）公認会計士法第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）公認会計士法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注3）外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 外国当局への依拠

金融庁・審査会は、①当該国の監査制度や監査監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報の適時の提供など当該国当局からの十分な協力が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、原則として、当該国の外国監査法人等に対する1. の報告徴収及び4. の検査は行わず、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとする。また、情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

なお、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合や、特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うなど、当該国当局への依拠の程度については、当該国の監査制度や監査監督体制、当該国当局から得られる協力の度合いに応じるものとする。

4. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注4)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注4) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(公認会計士法第34条の35第1項)

5. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語の仮訳を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下、「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

6. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

監査の品質の一層の向上のために

一 審査基本方針等 一

公認会計士・監査審査会

平成 19 年 6 月 29 日

改正 平成 20 年 6 月 30 日

改正 平成 21 年 3 月 31 日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第 1 条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第 46 条の 9 の 2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第 41 条の 2）。

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以降平成 19 年 6 月までの、いわば第 1 期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成 16 事務年度（平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4 大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成 19 年 6 月に取りまとめ公表）。さらに、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品

質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、年度毎に見直しを行うとともに、年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく^(注)。

(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取り組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年2月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうか重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（3）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなった。

審査会においては、当該届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努めることとし、検査方法、検査対象先の選定、検査結果の活用などについて具体的に検討を行い、必要に応じ検査を実施する。

平成 21 年 3 月 31 日
公認会計士・監査審査会

平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 21 年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 21 年度においても、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 21 年度においても、引き続き業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 3 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切かつ有効に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 21 年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

外国監査法人等については、金融庁への届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実に努めるとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努め、検査方法等について具体的に検討を行い、必要に応じて、検査を実施する。

平成20事務年度の講演会等の開催状況

開催日	場 所
平成20年7月18日	大阪府立大学
平成20年10月2日	慶應義塾大学
平成20年11月10日	京都産業大学
平成20年11月10日	立命館大学
平成20年11月14日	同志社大学
平成20年12月1日	甲南大学
平成21年5月8日	関西学院大学
平成21年5月21日	富山大学
平成21年5月22日	滋賀大学
平成21年5月27日	田園調布雙葉高等学校
平成21年5月28日	日本女子大学
平成21年6月4日	神奈川大学
平成21年6月17日	津田塾大学
平成21年6月18日	横浜市立大学
平成21年6月19日	金沢大学
平成21年6月20日	金沢星稜大学等

平成21年5月19日
公認会計士・監査審査会

平成21年公認会計士試験短答式試験の実施に関するお知らせ
(新型インフルエンザの国内発生に関して)

平成21年5月24日(日)に実施することが予定されている平成21年公認会計士試験の短答式試験につきましては、現在のところ、予定どおり実施することとしております。

ただし、適切かつ円滑な実施のため、以下の点についてご協力をお願いいたします。

- ・ 政府の新型インフルエンザ対策本部では、① 咳、発熱等のインフルエンザ様の症状がある方は、早めに最寄りの保健所等に設置されている発熱相談センターへ連絡すること、② その他の方についても、人ごみでのマスクの着用や、うがい、手洗い、咳エチケットの励行を徹底すること等を求めていますので、公認会計士試験の受験にあたっては、同様にご対応願います。
- ・ 具体的には、咳、発熱等の症状のある方は、早めに発熱相談センターに連絡し、その指示に従うようにして下さい。慢性疾患を有する方については、そのような方を中心に重症化する例も報告されていることにご注意下さい。
- ・ 特に、感染地域の受験者の方等は、感染拡大防止のため、各自マスク(マスクを入手できない場合はハンドタオル等)をご用意下さい。なお、公正な試験実施のために、本人確認の際に、マスク等をチェックさせていただきますので、受験案内の着席時刻より5分前(試験開始時刻の20分前)に着席して下さい。

なお念のため、直近の状況を確認の上、5月21日(木)に情報を更新いたしますので、受験者の方におかれては、ご確認下さい。

また、新型インフルエンザ対策に関する情報に関しては、首相官邸ホームページや厚生労働省ホームページ等をご覧下さい。

(参考) 首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>)

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

平成21年5月21日
公認会計士・監査審査会

平成21年公認会計士試験短答式試験の実施に関するお知らせ②
(新型インフルエンザの国内発生に関して)

平成21年5月24日(日)に実施することが予定されている平成21年公認会計士試験の短答式試験につきましては、予定どおり実施いたします。

ただし、適切かつ円滑な実施のため、以下の点についてご協力をお願いいたします。

- ・ 政府の新型インフルエンザ対策本部では、① 咳、発熱等のインフルエンザ様の症状がある方は、早めに最寄りの保健所等に設置されている発熱相談センターへ連絡すること、② その他の方についても、人ごみでのマスクの着用や、うがい、手洗い、咳エチケットの励行を徹底すること等を求めていますので、公認会計士試験の受験にあたっては、同様にご対応願います。
- ・ 具体的には、咳、発熱等の症状のある方は、早めに発熱相談センターに連絡し、その指示に従うようにして下さい。基礎疾患(糖尿病等の慢性疾患)を有する方については、そのような方を中心に重症化する例も報告されていることから、ご注意ください。
- ・ 特に、感染拡大防止のために、全国の受験者の皆様は各自マスクやマスクを入手できない場合はハンドタオル等を必ずご用意下さい。

(注) 不正受験防止の観点から、従来より、本人確認や試験時間中に使用するハンドタオル等のチェックをさせていただいております。当日も、この観点から、マスクを外していただき本人確認を行うほか、マスクやハンドタオル等についてもチェックさせていただきますので、全国の試験場について、受験案内の着席時刻より5分前(試験開始時刻の20分前)に着席して下さい。

また、新型インフルエンザ対策に関する最新の情報に関しては、首相官邸ホームページや厚生労働省ホームページ等をご覧ください。

(参考) 首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/>)
厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

平成 20年公認会計士試験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	短 答 式 受 験 者 (B)	短 答 式 合 格 者 (C)	合 格 率 (C)／(B)	短 答 式 免 除 者 等 (D)	論 文 式 受 験 予 定 者 (C)＋(D)
	人	人	人	%	人	人
平成 18	20,796	16,210	5,031	31.0	4,586	9,617
平成 19	20,926	14,608	2,709	18.5	6,318	9,027
		(18,140)	(6,241)	(34.4)		
平成 20	21,168	16,217	3,515	21.7	4,948	8,463
		(19,635)	(6,933)	(35.3)		
合計	62,890	47,035	11,255	23.9	15,852	27,107

(注1) 平成20年短答式試験合格者中

最高年齢72歳、最低年齢18歳、女性624人

(注2) 表中 () は、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式免除者を加えた数値
平成19年については、平成18年短答式試験合格者で平成19年の短答式試験を免除された
3,532人を加えた合格率を算出したもの。

(短答式試験合格者2,709人＋3,532人) ÷ (短答式試験受験者14,608人＋3,532人) ≒ 34.4%
平成20年については、平成18年及び19年短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除さ
れた3,418人を加えた合格率を算出したもの。

(短答式試験合格者3,515人＋3,418人) ÷ (短答式試験受験者16,217人＋3,418人) ≒ 35.3%

(注3) 短答式試験免除者等 (D) の内訳

- ・平成18年については、大学教授や司法試験合格者等101人のほか、旧第2次試験合格者等の
みなし合格者4,485人。
- ・平成19年については、平成18年短答式試験合格者で平成19年の短答式試験を免除された3,532
人、大学教授や司法試験合格者等80人のほか、旧第2次試験合格者等のみなし合格者2,706人。
- ・平成20年については、平成18年及び19年短答式試験合格者で平成20年の短答式試験を免除され
た3,418人、大学教授や司法試験合格者等101人のほか、旧第2次試験合格者等のみなし合格者
1,429人を加えたものであり、全科目免除者3人(平成20年公認会計士試験において、全科目に
ついて試験免除の資格を有することとなった者)は除く。

2. 年齢別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
20歳未満	354	53	15.0	1.5	2	55
20歳以上25歳未満	6,592	1,742	26.4	49.5	834	2,576
25歳以上30歳未満	4,744	1,064	22.4	30.3	2,000	3,064
30歳以上35歳未満	2,329	406	17.4	11.6	1,193	1,599
35歳以上40歳未満	1,027	137	13.3	3.9	562	699
40歳以上45歳未満	521	52	10.0	1.5	189	241
45歳以上50歳未満	281	31	11.0	0.9	79	110
50歳以上55歳未満	134	11	8.2	0.3	32	43
55歳以上60歳未満	139	11	7.9	0.3	18	29
60歳以上65歳未満	49	3	6.1	0.1	16	19
65歳以上	47	5	10.6	0.1	23	28
合 計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

(注) 平成20年6月27日時点

3. 学歴別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
大 学 院 修 了	678	104	15.3	3.0	223	327
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	549	317	57.7	9.0	219	536
大 学 院 在 学	118	25	21.2	0.7	20	45
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	422	78	18.5	2.2	55	133
大 学 卒 業 (短 大 含 む)	8,829	1,819	20.6	51.7	3,980	5,799
大 学 在 学 (短 大 含 む)	4,065	912	22.4	26.0	214	1,126
高 校 卒 業	1,262	205	16.2	5.8	170	375
そ の 他	294	55	18.7	1.6	67	122
合 計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

(注) 区分については、出願時(出願期間：平成20年2月18日から2月29日)の出願者の申告によるもの。

(「修了」又は「卒業」には、平成20年3月の「修了」又は「卒業」見込み者を含む。)

4. 職業別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
会 計 士 補	0	0	0.0	0.0	1,307	1,307
会 計 事 務 所 員	449	71	15.8	2.0	681	752
税 理 士	117	29	24.8	0.8	53	82
会 社 員	2,302	198	8.6	5.6	299	497
公 務 員	286	25	8.7	0.7	46	71
教 員	72	10	13.9	0.3	21	31
教育・学習支援者	76	11	14.5	0.3	25	36
学 生	6,155	1,592	25.9	45.3	553	2,145
専修学校・ 各種学校受講生	3,155	939	29.8	26.7	1,020	1,959
無 職	3,402	621	18.3	17.7	884	1,505
そ の 他	203	19	9.4	0.6	59	78
合 計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

(注) 区分については、出願時（出願期間：平成20年2月18日から2月29日）の出願者の申告によるもの。

5. 財務局別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
北 海 道	311	56	18.0	1.6	76	132
東 北	422	80	19.0	2.3	128	208
関 東	9,882	2,140	21.7	60.9	3,140	5,280
北 陸	161	35	21.7	1.0	49	84
東 海	1,047	243	23.2	6.9	306	549
近 畿	3,211	779	24.3	22.2	924	1,703
中 国	209	35	16.7	1.0	88	123
四 国	180	26	14.4	0.7	47	73
九 州	125	14	11.2	0.4	32	46
福 岡	634	102	16.1	2.9	145	247
沖 縄	35	5	14.3	0.1	13	18
合 計	16,217	3,515	21.7	100.0	4,948	8,463

平成 20年公認会計士試験

合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 試 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
	人	人	人	%	%
平成 18	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
合計	62,890	27,106	10,774	17.1	39.7

(注1) 平成 20年合格者中
最高年齢59歳、最低年齢19歳、女性636人

(注2) 表中 () 内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したものです。

(注3) 平成20年の願書提出者 (A)及び合格者 (C)については、全科目免除者3人(平成20年試験において、全科目について試験免除の資格を有することとなった者)を含みます。

(参考) 過去の第2次試験結果状況

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 試 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)/(A)	(C)/(B)
	人	人	人	%	%
平成 7	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

※昭和24年から平成17年累計

願書提出者：321,580人、合格者：24,430人、合格率：7.6%

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	176	21	6	3.4	28.6	0.2
20歳以上25歳未満	6,958	2,329	1,258	18.1	54.0	34.7
25歳以上30歳未満	6,960	3,150	1,407	20.2	44.7	38.8
30歳以上35歳未満	3,762	1,710	655	17.4	38.3	18.1
35歳以上40歳未満	1,707	752	233	13.6	31.0	6.4
40歳以上45歳未満	740	254	45	6.1	17.7	1.2
45歳以上50歳未満	382	114	13	3.4	11.4	0.4
50歳以上55歳未満	179	55	5	2.8	9.1	0.1
55歳以上60歳未満	162	31	3	1.9	9.7	0.1
60歳以上65歳未満	72	19	0	0.0	0.0	0.0
65歳以上	70	28	0	0.0	0.0	0.0
合 計	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8	100.0

(注) 平成20年11月18日時点

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	903	327	119	13.2	36.4	3.3
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	768	536	103	13.4	19.2	2.9
大 学 院 在 学	138	45	23	16.7	51.1	0.6
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	477	133	52	10.9	39.1	1.4
大 学 卒 業 (短大含む)	12,810	5,799	2,517	19.6	43.4	69.4
大 学 在 学 (短大含む)	4,279	1,126	616	14.4	54.7	17.0
高 校 卒 業	1,432	375	148	10.3	39.5	4.1
そ の 他	361	122	47	13.0	38.5	1.3
合 計	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8	100.0

(注) 区分については、出願時（出願期間：平成20年2月18日から2月29日）の出願者の申告によるもの。
 （「修了」又は「卒業」には、平成20年3月の「修了」又は「卒業」見込み者を含む。）

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	1,310	1,307	580	44.3	44.4	16.0
会 計 事 務 所 員	1,130	752	311	27.5	41.4	8.6
税 理 士	170	82	11	6.5	13.4	0.3
会 社 員	2,601	497	97	3.7	19.5	2.7
公 務 員	332	71	17	5.1	23.9	0.5
教 員	93	31	8	8.6	25.8	0.2
教育・学習支援者	101	36	10	9.9	27.8	0.3
学 生	6,708	2,145	1,073	16.0	50.0	29.6
専修学校・ 各種学校受講生	4,175	1,959	947	22.7	48.3	26.1
無 職	4,286	1,505	562	13.1	37.3	15.5
そ の 他	262	78	9	3.4	11.5	0.2
合 計	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8	100.0

(注) 区分については、出願時（出願期間：平成20年2月18日から2月29日）の出願者の申告によるもの。

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)/(A)	(C)/(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	387	132	57	14.7	43.2	1.6
東 北	550	208	85	15.5	40.9	2.3
関 東	13,024	5,280	2,280	17.5	43.2	62.9
北 陸	210	84	32	15.2	38.1	0.9
東 海	1,354	549	229	16.9	41.7	6.3
近 畿	4,135	1,703	739	17.9	43.4	20.4
中 国	297	123	45	15.2	36.6	1.2
四 国	227	73	29	12.8	39.7	0.8
九 州	157	46	17	10.8	37.0	0.5
福 岡	779	247	107	13.7	43.3	3.0
沖 縄	48	18	5	10.4	27.8	0.1
合 計	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8	100.0

平成 21年公認会計士試験

短答式試験合格者調

1. 年別合格者調

年 別	願書提出者 (A)	短 答 式 受 験 者 (B)	短 答 式 合 格 者 (C)	合 格 率 (C)/(B)	短 答 式 免 除 者 等 (D)	論 文 式 受 験 予 定 者 (C)+(D)
	人	人	人	%	人	人
平成 18	20,796	16,210	5,031	31.0	4,586	9,617
平成 19	20,926	14,608	2,709	18.5	6,318	9,027
		(18,140)	(6,241)	(34.4)		
平成 20	21,168	16,217	3,515	21.7	4,948	8,463
		(19,635)	(6,933)	(35.3)		
平成 21	21,255	17,371	2,289	13.2	3,884	6,173
		(20,327)	(5,245)	(25.8)		
合計	84,145	64,406	13,544	21.0	19,736	33,280

(注1) 平成21年合格者中
最高年齢63歳、最低年齢18歳、女性430人

(注2) 表中 () は、前年及び前々年の短答式試験合格による短答式免除者を加えた数値
・平成21年については、平成19年及び平成20年短答式試験合格者で平成21年の短答式試験を免除された2,956人を加えた合格率を算出したもの。
(短答式試験合格者2,289人+2,956人) ÷ (短答式試験受験者17,371人+2,956人) ≒25.8%

(注3) 短答式試験免除者等 (D) の内訳
・平成21年については、平成19年及び平成20年短答式試験合格者で平成21年の短答式試験を免除された2,956人、大学教授や司法試験合格者等116人のほか、旧第2次試験合格者等のみなし合格者812人を加えたもの。

2. 年齢別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
20歳未満	384	34	8.9	1.5	2	36
20歳以上25歳未満	6,863	1,136	16.6	49.6	817	1,953
25歳以上30歳未満	5,071	718	14.2	31.4	1,433	2,151
30歳以上35歳未満	2,579	247	9.6	10.8	855	1,102
35歳以上40歳未満	1,218	110	9.0	4.8	418	528
40歳以上45歳未満	574	27	4.7	1.2	163	190
45歳以上50歳未満	314	12	3.8	0.5	88	100
50歳以上55歳未満	151	2	1.3	0.1	47	49
55歳以上60歳未満	110	2	1.8	0.1	24	26
60歳以上65歳未満	66	1	1.5	0.0	19	20
65歳以上	41	0	0.0	0.0	18	18
合 計	17,371	2,289	13.2	100.0	3,884	6,173

(注) 平成21年6月26日時点

3. 学歴別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
大 学 院 修 了	776	65	8.4	2.8	197	262
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	600	253	42.2	11.1	436	689
大 学 院 在 学	140	17	12.1	0.7	20	37
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	370	47	12.7	2.1	32	79
大 学 卒 業 (短 大 含 む)	9,358	1,099	11.7	48.0	2,727	3,826
大 学 在 学 (短 大 含 む)	4,352	655	15.1	28.6	238	893
高 校 卒 業	1,476	126	8.5	5.5	167	293
そ の 他	299	27	9.0	1.2	67	94
合 計	17,371	2,289	13.2	100.0	3,884	6,173

(注) 区分については、出願時（出願期間：平成21年2月13日から2月27日）の出願者の申告によるもの。

（「修了」又は「卒業」には、平成21年3月の「修了」又は「卒業」見込み者を含む。）

4. 職業別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
会 計 士 補	6	0	0.0	0.0	713	713
会 計 事 務 所 員	565	73	12.9	3.2	325	398
税 理 士	93	13	14.0	0.6	44	57
会 社 員	2,767	122	4.4	5.3	293	415
公 務 員	337	19	5.6	0.8	47	66
教 員	82	5	6.1	0.2	28	33
教育・学習支援者	101	7	6.9	0.3	17	24
学 生	6,388	1,073	16.8	46.9	586	1,659
専修学校・ 各種学校受講生	3,491	577	16.5	25.2	1,093	1,670
無 職	3,348	393	11.7	17.2	675	1,068
そ の 他	193	7	3.6	0.3	63	70
合 計	17,371	2,289	13.2	100.0	3,884	6,173

(注) 区分については、出願時（出願期間：平成21年2月13日から2月27日）の出願者の申告によるもの。

5. 財務局別合格者調

区 分	短 答 式 受 験 者	短 答 式 合 格 者	合 格 率	短 答 式 合 格 者 構 成 比	短 答 式 免 除 者 等	論 文 式 受 験 予 定 者
	人	人	%	%	人	人
北 海 道	339	49	14.5	2.1	62	111
東 北	470	59	12.6	2.6	92	151
関 東	10,540	1,410	13.4	61.6	2,435	3,845
北 陸	156	16	10.3	0.7	53	69
東 海	1,081	150	13.9	6.5	254	404
近 畿	3,496	491	14.0	21.5	735	1,226
中 国	245	19	7.8	0.8	58	77
四 国	195	20	10.3	0.9	42	62
九 州	140	10	7.1	0.4	24	34
福 岡	659	61	9.3	2.7	118	179
沖 縄	50	4	8.0	0.2	11	15
合 計	17,371	2,289	13.2	100.0	3,884	6,173

第4回監査監督機関国際フォーラム(ケープタウン会合)について

Cape Town Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第4回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。我が国から公認会計士・監査審査会金子会長等が参加し、当該会合において我が国がIFIARの諮問委員会のメンバーに選出された。

記

1. 日程・開催場所

平成 20 年 9 月 22 日(月)～9 月 24 日(水)
南アフリカ共和国・ケープタウン

2. 参加者

- メンバー(各国の監査監督機関)
 - 豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、伊、日、韓、モーリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、スリランカ、スウェーデン、スイス、英、米
- 議長
 - ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO
- オブザーバー
 - 欧州委員会(EC)

3. 主な議題

- IFIAR 憲章の採択
 - ・ IFIAR の活動内容(各国の監査監督機関における実務経験の共有等)
 - ・ IFIAR の体制整備(諮問委員会の選出等)
 (注)諮問委員会のメンバーには、日本のほか、米、独(以上任期4年)及び仏、ノルウェー、シンガポール(任期2年)が選出
- 監査監督機関の国際的活動に関する意見交換
 - ・ 外国監査事務所の登録
 - ・ 当局間の情報交換等

その他、国際監査基準に関する意見交換、他の国際機関及び国際監査ネットワークとの対話等を実施。

4. 次回会合

平成 21 年 4 月 27 日(月)～29 日(水) バーゼル(スイス)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム ケープタウン会合 2008年9月22-24日

2008年9月22日から24日に、21カ国の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の第4回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細は、IFIARのウェブサイトwww.ifiar.org/を参照されたい。本会合は、南アフリカ共和国の監査人独立監督委員会（IRBA）の主催により行われた。

本会合では、IFIAR議長ポール・ボイル英財務報告評議会（FRC）CEO及びIFIAR副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁（AFM）事務局長が議長を務めた。

欧州委員会（EC）も9月24日にオブザーバーとして参加した。

BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ及びKPMGのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者がIFIARに参加し、各組織ごとにグローバル組織の品質モニタリングの仕組みについて議論を行った。同様の議論は、本年4月の前回のIFIARオスロ会合において、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者と行われた。

新規参加国

ハンガリー監査人公的監督委員会（The Auditors' Public Oversight Committee）、スロバキア監査監督機構（Audit Oversight Authority: UDVA）及び台湾金融監督委員会（Financial Supervisory Commission: FSC）がIFIARのメンバーとして承認され、メンバー数は27カ国・地域となった。

IFIAR憲章

メンバーは、前回のオスロ会合で起草された憲章を採択した。憲章では、IFIARの活動が次のように確認されている。

- i. 監査人と監査事務所の検査に焦点を当てた、監査市場の環境に関する知識及び独立監査監督活動の実務的な経験の共有
- ii. 監督活動における協力及び整合性の促進
- iii. 監査の品質に関心を有する他組織との対話の場の提供

憲章は、IFIARの意思決定手続き及びその内部管理上の取極めについて規定している。憲章の全文は、IFIARのウェブサイト（www.ifiar.org/）にて公表される予定。

議長、副議長

メンバーは、経過措置として、現在の議長、副議長が2009年4月に行われるIFIARの次期本会合終了まで任務を継続すべきであると決定した。新たな議長、副議長は憲章の規定に基づき、同会合にて選出される。

諮問委員会 (Advisory Council)

IFIARは、議長、副議長の任務を補佐し、助言を行うための諮問委員会を選出した。フランス、ノルウェー、シンガポールが2011年前期までの、ドイツ、日本、アメリカが2013年前期までの任期で選出された。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIARが引き続き焦点を当てる中核分野である。IFIARは、メンバーのための第3回ワークショップを2009年2月12日、13日にストックホルムで開催する。ワークショップは、検査の技術及び経験を継続的に共有する機会を提供する。

現在の市場の状況

メンバーは、活動状況についての最近の動向を報告した。メンバーは、公正価値及び継続企業的前提を裏付ける監査証拠の十分性や、監査人の専門家への依拠といった、焦点を当てている問題の特定など、現在の市場の状況に関連する問題に係る作業について、一般的で最新の情報を提供した。

監査の品質

監査の品質の測定手段の開発に向けた努力をメンバーがどう理解しているかについて、情報の交換が行われた。監査の品質の定義及び測定が重要な課題であることが合意され、メンバーは、これについて引き続き検討する。

外国監査人の登録

メンバーは、多くの国で既に導入されている外国発行体の監査人に登録又は届出を求める措置について最近の動向を報告した。

監査監督当局間の情報交換

IFIARは、引き続き情報交換についての課題に取り組む。加えて、監査ネットワークの国際性に鑑み、監査事務所の効果的かつ効率的な検査に国際協力が重要であることから、その作業を情報交換から国際協力に拡大した。クロス・ボーダーの協力に影響を与える進展についても引き続き共有していく。

国際監査基準に関する課題

IFIARは、引き続き国際監査基準について考慮することに合意した。関心を有するメンバーは、特に検査を実施する監査監督当局としての役割の中で得られた見識を考慮し、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際倫理基準委員会（IESBA）の声明に関する各自の見解についての情報を共有する。メンバーは、引き続き基準設定機関に対して個々に意見を直接表明することに合意した。

監査市場における集中と選択

メンバーは、監査市場における集中と選択の問題を検討するために一部の国でとられた方法や、監査人の責任の限定に関する最新情報の提供を受けた。

国際会計士連盟（IFAC）

メンバーは、ボブ・メドニック IFAC コンプライアンス・アドバイザー・パネル議長から、IFAC メンバーシップ・コンプライアンス・プログラムに関する発表を受けた。

他の国際機関との対話

IFIAR は、オブザーバーから監査人の検査における取組みについての報告を受けた。今後も IFIAR は、監査の品質に関心を有する他の国際機関との対話を維持していく。

次回会合

IFIAR は、スイス連邦監査監督機構（FAOA）の招待により、次回会合を2009年4月27日から29日にバーゼルで開催する。

第5回監査監督機関国際フォーラム(バーゼル会合)について

Basel Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第5回監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が、下記の通り開催された。我が国から公認会計士・監査審査会金子会長等が参加した。

記

1. 日程・開催場所

平成 21 年 4 月 27 日(月)～4 月 29 日(水)

スイス・バーゼル

2. 参加者

➤ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、豪、オーストリア、ブラジル、加、デンマーク、ドバイ、エジプト、フィンランド、仏、独、ハンガリー、アイルランド、伊、日、韓、リトアニア、モーリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、スロヴァキア、南ア、西、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英、米
計 30 地域

なお、アブダビ、ドバイ、エジプト、リトアニアが、前回のケープタウン会合以降、新たにメンバーとして承認されている。

➤ オブザーバー

金融安定理事会(FSB)、証券監督者国際機構(IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、保険監督者国際機構(IAIS)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB)、欧州委員会(EC)

計 7 国際機関

➤ 議長

ボイル英財務報告評議会(FRC)CEO

3. 主な議題

➤ IFIAR の活動に関する議題

- ・ 次期議長(マイヨール蘭金融市場庁(AFM)事務局長)等の選出
- ・ IFIAR の管理・組織上の業務に関する財源確保

➤ 監査監督機関の国際的活動に関する議題

- ・ 現在の市場の状況
- ・ 6 大監査法人との意見交換
- ・ 監査検査ワークショップ
- ・ 監査監督に関連する他の問題
- ・ 他の国際機関との対話

4. 次回会合

平成 21 年 9 月 14 日(月)～16 日(水) シンガポール

プレスリリース (仮訳)

監査監督機関国際フォーラム会合
2009年4月27-29日 於バーゼル

2009年4月27日から29日に、30カ国・地域の独立監査監督機関が、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) の第5回会合に参加した。IFIARメンバーの詳細については、IFIARのウェブサイトwww.ifiar.orgを参照されたい。2008年9月にケープタウンで開催された前回のIFIAR会合以降、あらたにアブダビ、ドバイ国際金融センター、エジプト、ハンガリー、リトアニア、台湾の監督機関が参加している。本会合は、スイスの連邦監査監督庁 (FAOA) の主催により行われた。

本会合では、IFIAR 議長ポール・ボイル英財務報告評議会 (FRC) CEO 及び IFIAR 副議長スティーブン・マイヨール蘭金融市場庁 (AFM) 事務局長が議長を務めた。

金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、保険監督者国際機構 (IAIS)、公益監視委員会 (PIOB)、世界銀行及び欧州委員会 (EC) の代表も4月29日にオブザーバーとして参加した。

BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG、プライスウォーターハウスクーパースのグローバル組織のCEOに率いられた各組織の代表者が、IFIAR 会合の一部に参加し、監査法人に対して提起された最近の経済不況に関する問題とそれに対する対応について個別に議論を行った。IFIAR はまた、6大監査法人のリーダーと監査人に影響を与える一連の他の問題について、全体での議論を行った。

議長、副議長

メンバーは、スティーブン・マイヨールを2年の任期でIFIARの議長に、またポール・ボイルを2009年9月に開催される次期本会合までの任期で副議長に選出した。

監査検査ワークショップ

監査検査は、IFIAR が引き続き焦点を当てる中核分野である。IFIAR は、メンバーのための第3回検査ワークショップを2009年2月11日から13日にストックホルムで開催し、さらなるワークショップを2010年2月にパリで開催することに合意した。これらのワークショップは、検査の技術及び経験を共有する機会を引き続き提供する。

現在の市場の状況

メンバーは、検査活動に焦点を当て、また、監査人にとってより大きな注意が必要となる特定の問題に関するガイダンスを発行するために各々がとった行動を含む、現在の市場の状況に関する問題に係る作業について、情報を相互に更新した。

監査人の監督に関連する他の問題

メンバーは、外国発行体の監査人の登録及び/または届出を義務付ける多くの国における情報を相互に更新した。メンバーは、クロスボーダーの監査法人の構造における進展や、いくつかの国で行われている監査市場における集中と選択の問題に関する議論、監査人の責任及び監査に関する国際基準についても情報の更新を受けた。IFIAR は、投資家グループと、監査の品質の更なる改善に貢献する方法に関する彼らの見解を議論することを意図する。

他の国際機関との対話

IFIAR は、IFIAR 会合に参加するオブザーバーから監査監督機関が関心を有する事項に関する作業についての報告を受けた。特に、規制当局間の国際協力を強化するための最近の G20 サミットで達した合意に留意した。IFIAR は、監査の品質に関心を有する他の国際機関との対話を維持していく。

IFIAR の管理・組織上の業務に関する財源確保

IFIAR のメンバーは、IFIAR にとって管理・組織上必要とされる中核業務のためのメンバーによる分担拠出を2010年より創設することに原則合意した。2010年予算、当該財源拠出のための取極め、IFIAR 憲章に必要な修正についての最終決定は、IFIAR の次回全体会合にて行われる。

次回会合

IFIAR は、会計企業規制機関（ACRA）の招待により、次回全体会合を2009年9月14日から16日にシンガポールで開催する。

平成 21 年 3 月 19 日
公認会計士・監査審査会

第3回 IFIAR 検査ワークショップ(ストックホルム)について

Inspection Workshop of the International Forum of Independent Audit Regulators (“IFIAR”)

IFIAR は、世界各国の監査監督機関が様々なテーマについて意見交換をする場であり、検査官が監査検査の技術と経験を共有することで監査の品質向上を国際的に促すための検査ワークショップを設けている。

今回ストックホルムにおいて、第3回ワークショップが次のとおり開催され、我が国からは公認会計士・監査審査会の検査官等が参加した。

1. 日程

平成 21 年 2 月 11 日(水)～2 月 13 日(金)

2. 参加機関(下記 25 カ国・地域の監査監督機関)

豪、ブラジル、加、デンマーク、フィンランド、仏、独、愛、伊、日、韓、ルクセンブルク、モリシャス、蘭、ノルウェー、シンガポール、南ア、西、スリランカ、スウェーデン、スイス、台、英、米、スロバキア

3. 主な議題

- 最近の市場環境における検査
- 監査法人に対する検査の主な要素
- オフサイト・モニタリング
- 監査証拠及び文書化
- 財務諸表監査における不正に関する監査人の責任
- 経済犯罪を防止、発見、報告する監査人の責任
- グローバル・ネットワークのメンバー・ファームの再編・統合
- 検査に関する報告書の公表モデル
- 監査の品質を促進する要因
- グループ監査人の責任

我が国からは、公認会計士・監査審査会の検査官等が、「オフサイト・モニタリング」、「検査に関する報告書の公表モデル」、「グループ監査人の責任」にプレゼンター及びモデレーターとして参加。

PCAOBによる外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)へのコメント・レターの発出について

公認会計士・監査審査会(審査会)及び金融庁は、2月2日付けで、米国公開会社会計監視委員会(PCAOB)による外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)に対して、コメント・レターを発出しました。

PCAOB は、企業改革法(SOX 法)により、100 社以下の上場会社等を監査する国内外の登録監査事務所に対して、原則3年に一回検査を実施することが求められています。

同規則改正(案)は、2009 年末までに実施することが求められている外国監査事務所に対する検査を最大3年間延長することができるものとするPCAOB規則 4003 の改正と、外国監査事務所が、当該外国の国内法に抵触する懸念から検査要求を拒んだ場合に PCAOB が取りうる措置に関するものであり、PCAOB は当該案についてパブリックコメントを求めています。

今回、発出するコメント・レターの主な内容は以下のとおりです。

- 公益・投資家保護の向上という法律上の責任を果たすため、必要な外国監査事務所の情報入手するという、規則改正案に関するPCAOBの意図については理解できる。
- 一方で、国境を越える問題を扱う場合、相手国の主権や法規制上の枠組みについて十分配慮する必要がある。
- 外国監査事務所が、自らはコントロールできない現地法による制限や主権問題により PCAOB 規則に従えない場合には、PCAOBは、まず、関連する外国の権限ある監督当局と十分に協議し、当該規則違反の背景や理由を調べ、よりよい解決策を探るべきではないか。
- PCAOB と同等に堅固で独立の監査監督機関については、母国監督主義の原則により、当該機関への依拠に向けたアプローチを模索することも考えられるのではないか。なお、問題を解決するために SOX 法に関し、立法府と話し合うこともあり得るのではないか。

資料 1: 公認会計士・監査審査会及び金融庁から PCAOB へのコメント・レター

資料 2: PCAOB による外国監査事務所の検査周期の一部延長等に係る規則改正(案)

CPAAOB

公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>